

課の分掌事務

会計室

会計課

- (1) 室内の人事、文書及び予算決算に関すること。
- (2) 室内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (3) 室事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。
- (4) 源泉徴収所得税並びに特別徴収に係る個人の住民税及び森林環境税の払出手続に関すること。
- (5) 歳計現金及び歳入歳出外現金の保管に関すること。
- (6) 基金に属する現金並びに歳入歳出外現金等、公有財産及び基金に属する有価証券の出納保管に関すること。
- (7) 重要物品出納管理簿等の整理に関すること。
- (8) その他物品会計に関すること。
- (9) 会計事務の総括に関すること。
- (10) 会計制度に係る企画、調査研究及び調整に関すること。
- (11) 会計事務に係る区会計管理者との連絡調整及び指導に関すること。
- (12) 出納員及び前渡金受領者の検査及び指導に関すること。
- (13) 歳入の徴収又は収納の事務の受託者の検査に関すること。
- (14) 委託を受けた各種団体の出納員及び前渡金受領者の検査及び指導に関すること。
- (15) 歳入の徴収又は収納の委託の事前合議に関すること。
- (16) 現金出納員及び物品出納員に関すること。
- (17) 財務会計総合システムの運用及び管理に関すること。
- (18) 決算に関する書類の作成及び取りまとめに関すること。
- (19) 指定金融機関等に関すること。
- (20) 歳入関係帳票の記録管理等及び収入証拠書の整理に関すること。
- (21) 現金（基金に属する現金を除く。）の出納に関すること。
- (22) 支払済に係る歳出関係帳票の記録管理等及び支払証拠書の整理に関すること。
- (23) 口座振替の登録に関すること。
- (24) 歳入歳出外現金に係る事前協議に関すること。
- (25) 歳入歳出外現金の受払の記録管理に関すること。
- (26) 委託を受けた各種団体の出納に関すること。
- (27) 支出負担行為の事前合議に関すること。
- (28) 支出命令、振替命令、還付命令及び更正命令の審査、精算の確認並びに戻入通知の受理に関すること。
- (29) 歳入歳出外現金及び基金に属する現金に係る払出通知の審査に関すること。
- (30) 審査出納員に関すること。
- (31) 室長の指定する会計に関する事務に関すること。

防災危機管理局

総務課

- (1) 局内の人事及び予算決算に関すること。
- (2) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (3) 局内他課の主管に属しないこと。

防災企画課

- (1) 防災に係る企画及び総合調整に関すること（想定最大規模災害対策推進課及び危機対策課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 職員及び市民の防災意識の普及啓発に関すること。
- (3) 災害救助に係る総合調整に関すること。
- (4) 防災関係機関及び団体との連絡調整に関すること（想定最大規模災害対策推進課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 防災会議に関すること。
- (6) 国土強靱化地域計画に関すること。
- (7) 地域強靱化に係る人材育成の推進に関すること（危機対策課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 地域防災計画に関すること。
- (9) 防災拠点の整備に係る調整に関すること。
- (10) その他市有施設等の整備（防災に係るものに限る。）に係る総合調整に関すること。

想定最大規模災害対策推進課

- (1) 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (3) 想定し得る最大規模の災害に係る調査研究に関すること。
- (4) 想定し得る最大規模の災害に対する防災意識の普及啓発に関すること。

危機対策課

- (1) 危機発生時の対応に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 災害対策本部等の運営の総括に関すること（地域防災課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 危機発生時の対応に係る関係機関及び団体との連携の推進に関すること。
- (4) 危機発生時の対応に係る人材育成の総合的な推進に関すること。
- (5) 危機管理に係る近隣市町村等との連携の推進に関すること。
- (6) 危機管理に係る情報システムの企画、開発及び調整に関すること。
- (7) 防災通信施設の整備及び保守管理に関すること。
- (8) 防災通信に関すること。
- (9) 危機管理に係る企画及び総合調整に関すること。（他課の主管に属するものを除く。）
- (10) 危機管理関係機関及び団体との連絡調整に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (11) 国民保護に係る企画及び総合調整に関すること。
- (12) 国民保護関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

地域防災課

- (1) 地域防災に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域防災に係る住民の支援に関すること。

(3) 災害対策委員に関すること。

市長室

秘書課

- (1) 室内の人事及び予算決算に関すること。
- (2) 室内重要事項の総合調整に関すること。
- (3) 秘書に関すること。
- (4) 室内他課の主管に属しないこと。

広報課

- (1) 広報の企画及び調整に関すること。
- (2) 出版物、テレビ及びラジオによる広報に関すること。
- (3) 報道機関との連絡に関すること。

総務局

総務課

- (1) 局内の人事及び予算決算に関すること。
- (2) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (3) 議会に関すること。
- (4) 監査委員、人事委員会及び選挙管理委員会との連絡に関すること。
- (5) 市庁舎その他局所管公有財産の管理に関すること。
- (6) 特別職報酬等審議会に関すること（給与課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 東京事務所に関すること。
- (8) 局内他部課公所の主管に属しないこと。

行政DX推進部

行政改革推進課

- (1) 行財政改革の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 事務事業及び公の施設の見直しの推進に関すること。
- (3) 外郭団体の指導調整の総括に関すること。
- (4) 行政評価の企画及び総括に関すること。
- (5) 行政組織に関すること。
- (6) 職員の定員管理に関すること。
- (7) 部内他課公所の主管に属しないこと。

法制課

- (1) 文書の收受及び発送並びに行政文書の保存に関すること。
- (2) 文書の形式審査並びに行政文書事務の指導及び改善に関すること。
- (3) 公印に関すること。
- (4) 公告式、庁中令達及び市公報に関すること。
- (5) 法制度の調査研究に関すること。
- (6) 法規文書の審査に関すること。
- (7) 訴訟、調停等の総括に関すること。
- (8) 行政不服審査会に関すること。
- (9) 不服申立てに関する事務の調整に関すること。
- (10) 行政手続に関する事務の調整に関すること。
- (11) 職員の損害賠償責任に関すること。
- (12) 市政資料館に関すること。

デジタル改革推進課

- (1) 情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) DXの推進に関すること。
- (3) 事務の電算化の調査並びに事務の電算化に伴う事務改善の推進及び企画に関すること。
- (4) 電子情報の保護及び管理の総括に関すること。
- (5) 行政情報ネットワークの管理及び活用に関すること。
- (6) 基盤システムの運用、管理及び調整に関すること。

職員部

人事課

- (1) 職員の進退、服務、賞罰その他身分に関すること。
- (2) 職員の選考、考課及び適性観察に関すること。
- (3) 人事制度の調査研究に関すること（給与課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 職員の採用計画に関すること。
- (5) 中高年職員の能力開発に関すること。
- (6) 人材育成の総合的な企画及び推進に関すること。
- (7) 職員の研修その他の能力開発に関すること。
- (8) 市民サービス改善及び業務改善に関すること。
- (9) 部内他課の主管に属しないこと。

コンプライアンス推進課

- (1) 内部統制の総括に関すること。
- (2) 職員の倫理の保持の総括に関すること。
- (3) 職員の公正な職務の執行の確保の総括に関すること。
- (4) 職員の服務に関すること（人事課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 職員倫理審査会に関すること。
- (6) 行政監理委員会に関すること。
- (7) 監理主幹及び監理主査に関すること。

給与課

- (1) 人事給与制度の調査企画に関すること。
- (2) 職員の給与計画に関すること。
- (3) 職員団体に関すること。
- (4) 特別職報酬等審議会の審議事項に係る調査及び資料作成に関すること。
- (5) 非常勤の職員に係る制度の総括に関すること。

安全衛生課

- (1) 職員の安全管理及び衛生管理に関すること。
- (2) 職員の福利厚生制度に関すること。
- (3) 職員の公務災害補償に関すること。
- (4) 職員傷病審議会に関すること。
- (5) 地方公務員災害補償基金名古屋支部に関すること。
- (6) 名古屋市職員互助会及び名古屋市職員共済組合に関すること。

企画部

企画課

- (1) 基本構想、基本計画及び実施計画に関すること。
- (2) 局長の指定する重要事項の調査研究及び企画に関すること。
- (3) 国土計画に係る連絡調整に関すること。
- (4) 中部圏開発整備に関すること。
- (5) 東海各県との連絡調整に関すること。
- (6) SDGsの推進に係る調整に関すること。
- (7) 水に係る施策の調整に関すること。
- (8) シティプロモーションの推進に関すること。
- (9) 局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (10) 部内他課の主管に属しないこと。

大都市・広域行政推進課

- (1) 指定都市市長会及び全国市長会に関すること。
- (2) 大都市制度の調査研究に関すること。
- (3) 地方分権の推進に係る調整に関すること。
- (4) 廃置分合に関すること。
- (5) 近隣市町村との連携の推進に関すること。

統計課

- (1) 統計調査の実施に関すること。
- (2) 統計解析に関すること。
- (3) 統計調査事務の連絡調整に関すること。
- (4) 統計情報の収集、整備及び利活用に関すること。
- (5) 統計刊行物の編集及び発行に関すること。

総合調整部

総合調整課

- (1) 重要事項の総合調整に関すること。

- (2) 特命に係るプロジェクトの推進及び調整に関する
こと。
- (3) 公民連携推進に係る企画及び調整に関する
こと。
- (4) 大学等と連携した政策の推進に関する
こと。
- (5) その他特命事項の処理に関する
こと。
- (6) 部内他課の主管に属しない
こと。

空港対策課

- (1) 中部国際空港、名古屋飛行場その他空港（以下空
港対策課の項において「中部国際空港等」という。）
に関する
こと。
- (2) 中部国際空港等のアクセスの検討に関する
こと。
- (3) その他中部国際空港等に係る特命事項の処理に
関
する
こと。

アジア・アジアパラ競技大会推進部

アジア・アジアパラ競技大会推進課

- (1) アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る総合調
整に関する
こと。
- (2) アジア・アジアパラ競技大会の広報に関する
こと。
- (3) アジア・アジアパラ競技大会の計画等に関する
こ
と。
- (4) アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企
画及び総合調整に関する
こと。
- (5) 名古屋競馬場跡地開発に係る総合調整に関する
こ
と。
- (6) 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競
技大会組織委員会に関する
こと。
- (7) その他アジア・アジアパラ競技大会に関する
こ
と
（他局室部課の主管に属するものを除く。）。

市立大学部

市立大学課

- (1) 公立大学法人名古屋市立大学に関する
こ
と。
- (2) 名古屋市公立大学法人評価委員会に関する
こ
と。

財政局

総務課

- (1) 局内の人事及び予算決算に関する
こ
と。
- (2) 局内重要事項の総合調整に関する
こ
と。
- (3) 局内他部課公所の主管に属しない
こ
と。

財政部

財政課

- (1) 予算編成に関する
こ
と。
- (2) 予算執行の監理に関する
こ
と。
- (3) 財政事情及び公営企業の業務状況の公表に関する
こ
と。
- (4) 歳入の決算説明の総括に関する
こ
と。
- (5) 財政計画、財政調査その他財政に関する
こ
と。
- (6) 地方交付税及び交通安全対策特別交付金に関する
こ
と。
- (7) 部内他課の主管に属しない
こ
と。

資金課

- (1) 資金計画に関する
こ
と。
- (2) 市債及び一時借入金に関する
こ
と。
- (3) 当せん金付証券の発売に関する
こ
と。
- (4) 基金（名古屋市土地基金及び名古屋市美術品等取
得基金を除く。）に関する
こ
と。
- (5) 歳入の確保に係る特命事項の処理に関する
こ
と。
- (6) 競輪及び地方競馬に関する
こ
と。
- (7) 名古屋競輪組合及び愛知県競馬組合に関する
こ
と。

財産管理課

- (1) 公有財産の総括に関する
こ
と。
- (2) 普通財産（他局の主管に属するものを除く。）の
管理及び処分に関する
こ
と。
- (3) 不動産及びその附属物件の取得（環境局、住宅都
市局及び緑政土木局の主管に属するものを除く。）
、
処分及び評価に関する
こ
と。
- (4) 土地収用（環境局、住宅都市局及び緑政土木局の
主管に属するものを除く。）に関する
こ
と。
- (5) 公共用地の先行取得に係る連絡調整に関する
こ
と。
- (6) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の
先買いの事務（環境局、住宅都市局及び緑政土木局が
行う買取り事務を除く。）に関する
こ
と。
- (7) 名古屋市土地基金の管理に関する
こ
と。
- (8) 財産の損害保険に関する
こ
と。

資産経営課

- (1) アセットマネジメントの推進に関する
こ
と。
- (2) 公有財産の活用に関する
こ
と。

契約部

契約監理課

- (1) 契約事務の総合調整に関する
こ
と。
- (2) 契約事務の改善に関する
こ
と。
- (3) 公正な入札の確保に係る対策に関する
こ
と。
- (4) 入札監視等委員会に関する
こ
と。
- (5) 競争入札参加資格に関する
こ
と。
- (6) 部内他課の主管に属しない
こ
と。

契約課

- (1) 工事の請負の契約に関する
こ
と。
- (2) 業務の委託の契約に関する
こ
と。
- (3) 物品の契約に関する
こ
と。

税務部

税制課

- (1) 税務行政の運営の企画立案に関する事（税務システム推進課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 税制度及び税収入の調査に関する事。
- (3) 地方譲与税及び交付金（交通安全対策特別交付金を除く。）に関する事。
- (4) 固定資産評価審査委員会に関する事。
- (5) 税務に係る研修の総合的な企画及び実施に関する事。
- (6) 部に属する職員の服務及び証票に関する事。
- (7) 市税事務所の運営に係る企画及び連絡調整その他市税事務所に関する事（税務システム推進課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 収納管理・特別徴収事務センターに関する事（税務システム推進課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 定額減税補給付金の支給に係る調整に関する事。
- (10) 市税事務所及び部内他課公所の主管に属しない事。

税務システム推進課

- (1) 税務事務のデジタル化の推進に係る企画、調査研究及び調整に関する事。
- (2) 税務総合情報システムの運用及び管理に関する事。
- (3) 税務事務の改善に係る企画及び調整に関する事。

市民税課

- (1) 市民税（個人の県民税及び森林環境税を含む。）、軽自動車税の種別割及び事業所税の賦課事務の企画及び指導並びに改善に関する事。
- (2) 軽自動車税の環境性能割に関する事。
- (3) 市たばこ税の賦課に関する事。

固定資産税課

- (1) 固定資産の評価要領の作成に関する事。
- (2) 固定資産の評価事務の指導に関する事。
- (3) 特定固定資産の調査及び評価に関する事。
- (4) 固定資産評価員及び固定資産評価補助員に関する事。
- (5) 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の賦課事務の企画及び指導並びに改善に関する事。
- (6) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。

収納対策課

- (1) 市税（個人の県民税及び森林環境税を含み、軽自動車税の環境性能割を除く。以下収納対策課の項において同じ。）の収納対策に係る総合的な企画及び推進に関する事。
- (2) 市税の徴収事務に係る企画及び指導並びに改善に関する事。
- (3) 市の債権管理に係る企画及び連絡調整に関する事。

スポーツ市民局

総務課

- (1) 局内の人事及び予算決算に関する事。
- (2) 局内重要事項の総合調整に関する事。
- (3) 局内他部課公所の主管に属しない事。

地域振興部

区政課

- (1) 市区の区域及び市区の連絡調整に関する事。
- (2) 区政運営の総括に関する事。
- (3) 区役所改革に関する事。
- (4) 区役所の組織及び定員の調整並びに庁舎営繕に関する事。
- (5) 部内他課公所の主管に属しない事。

地域振興課

- (1) 地域振興の企画及び調査研究に関する事。
- (2) 地域振興に係る市区の連絡調整に関する事。
- (3) コミュニティ施策の推進に関する事。
- (4) 地域コミュニティ活性化推進に係る企画及び調整に関する事。
- (5) 区政協力委員に関する事。
- (6) 空家等対策の推進に係る企画及び調整に関する事。
- (7) 空家等対策の推進に関する特別措置法による措置等に関する事。
- (8) 町を美しくする運動に関する事。
- (9) 市民活動推進センターに関する事。
- (10) 地区会館及びコミュニティセンター等に関する事。

住民課

- (1) 戸籍及び住民基本台帳事務の調整に関する事。
- (2) 印鑑の登録及び証明事務その他の区役所事務の調整に関する事。
- (3) 町名町界及び住居表示制度に関する事。
- (4) 町名、町界審議会に関する事。

人権施策推進部

人権施策推進課

- (1) 人権施策の推進に係る総合的な企画及び調査研究に関する事。
- (2) 人権施策の推進に係る総合調整に関する事。
- (3) 人権擁護委員に関する事。
- (4) 同和問題の解決に向けた施策の総合調整に関する事。
- (5) 同和問題の解決に向けた施策の推進に関する事（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (6) 犯罪被害者等支援に関する事。
- (7) なごや人権啓発センターに関する事。
- (8) 文化センターに関する事。

市民生活部

地域安全推進課

- (1) 安心・安全で快適なまちづくりの推進に係る企画及び調査並びに連絡調整に関する事。
- (2) 客引き行為等対策の推進に係る企画及び調整に関する事。
- (3) 生活安全対策及び交通安全対策の総合的な企画及び調整に関する事。
- (4) 生活安全及び交通安全に係る啓発及び運動に関する事。

- (5) 暴力団の排除の推進に関する事。
- (6) 交通安全計画の策定及び改定に関する事。
- (7) 交通安全対策会議に関する事。
- (8) 再犯防止の推進に係る企画及び調整に関する事。
- (9) 部内他課の主管に属しない事。

広聴課

- (1) 広聴の企画及び調査研究に関する事。
- (2) 広聴に係る市区等の連絡調整に関する事。
- (3) 市民相談に関する事。
- (4) コールセンターに関する事。
- (5) 調査広聴に関する事。
- (6) 集会広聴に関する事。

市政情報課

- (1) 市政情報の提供に関する事。
- (2) 情報公開に関する事。
- (3) 個人情報保護に関する事。
- (4) 情報公開審査会及び個人情報保護審議会に関する事。

消費生活課

- (1) 消費生活に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事。
- (2) 消費生活の安定及び向上に関する事。
- (3) 物価の安定に関する事。
- (4) 消費者団体に関する事。
- (5) 消費生活の向上のための指導及び啓発に関する事。
- (6) 消費生活に係る情報及び資料の収集及び提供に関する事。
- (7) 消費生活の相談及び苦情処理に関する事。
- (8) 相談及び苦情に係る事業者の指導に関する事。
- (9) 消費生活用品等の品質に係る試験、研究及び指導に関する事。
- (10) 消費生活審議会に関する事。
- (11) 消費生活センターに関する事。

男女平等参画推進課

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた、男女平等参画の推進に係る諸施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 男女平等参画苦情処理委員に関する事。
- (3) 男女平等参画審議会に関する事。
- (4) 男女平等参画推進センターに関する事。
- (5) その他男女共同参画社会の実現に向けた、男女平等参画の推進に関する事（他局室部課の主管に属するものを除く。）。

スポーツ推進部

スポーツ振興課

- (1) スポーツ（障害者スポーツを含む。以下スポーツ振興課の項において同じ。）の普及及び振興に関する事。
- (2) 市民スポーツ及びレクリエーションの指導及び奨励に関する事。
- (3) 中学校施設のスポーツ開放に関する事。
- (4) スポーツ推進審議会に関する事。
- (5) 体育関係団体及びレクリエーション関係団体に関する事。
- (6) スポーツ推進委員に関する事。
- (7) 障害者スポーツセンターに関する事。

- (8) 障害者スポーツセンター運営審議会に関する事。
- (9) 部内他課の主管に属しない事。

スポーツ施設課

- (1) 体育館その他のスポーツ施設（スポーツ振興課及びスポーツ戦略課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 瑞穂公園の整備及び管理に関する事。

スポーツ戦略課

- (1) スポーツ戦略の総合的な企画及び調整に関する事。
- (2) スポーツを活かした都市ブランドの向上に関する事。
- (3) スポーツコミッションに係る企画、調整等に関する事。
- (4) スポーツプロモーションの推進に関する事。
- (5) 大規模スポーツイベントの誘致及び開催に関する事。

経済局

総務課

- (1) 局内の人事及び予算決算に関すること。
- (2) 局内他部課公所の主管に属しないこと。

産業労働部

産業企画課

- (1) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (2) 局の主管に属する外郭団体の総括に関すること。
- (3) 産業経済に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (4) 産業経済活動の調査研究に関すること。
- (5) クリエイティブ産業の振興に関すること。
- (6) 産業デザインの振興に関すること。
- (7) 計量に関すること。
- (8) 中小企業振興会館に関すること。
- (9) 公益財団法人名古屋産業振興公社に関すること。
- (10) 部内他課の主管に属しないこと。

労働企画課

- (1) 就労支援に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (2) 産業人材の育成及び確保に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 就労支援に係る事業及び労働福祉事業に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (4) 労働関係の官公庁及び諸団体との連絡に関すること。
- (5) 労働関係資料に関すること。

中小企業振興課

- (1) 中小企業の振興に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 中小企業の経営相談に関すること。
- (3) 中小企業に係る情報の提供に関すること。
- (4) 中小企業の経営改善の推進に関すること。
- (5) 創業支援に関すること（スタートアップ支援課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 中小企業団体等に関すること。
- (7) 中小企業に対する資金の融資に関すること。
- (8) 中小企業金融の相談に関すること。
- (9) 公益財団法人名古屋市中心中小企業共済会、名古屋市信用保証協会及び公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社に関すること。

商業・流通部

地域商業課

- (1) 商店街、小売市場その他の地域商業の振興に関すること。
- (2) 地域商業関係団体等に関すること。
- (3) 大規模小売店舗の立地に関すること。
- (4) 大規模小売店舗立地審議会に関すること。
- (5) 部内他課公所の主管に属しないこと。

市場流通課

- (1) 中央卸売市場の総合調整その他局長の指定する卸売市場に係る調整に関すること。
- (2) 中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に係る業務及び財務の検査に関すること。
- (3) 中央卸売市場に関すること。

イノベーション推進部

次世代産業振興課

- (1) 次世代産業の振興及び調査研究に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (2) イノベーションの創出に係る事業の企画及び調整に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 産学官連携による研究開発の推進に関すること。
- (4) 企業の先進技術の活用に係る支援に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (5) サイエンスパークの事業推進に係る企画及び調整に関すること。
- (6) サイエンスパークの用地及び施設に関すること。
- (7) 工業研究所に関すること。
- (8) 部内他課の主管に属しないこと。

スタートアップ支援課

- (1) スタートアップの振興に関すること。
- (2) スタートアップ支援機関等との連携に関すること。

産業立地交流課

- (1) 産業立地の促進に関すること。
- (2) 企業誘致の推進に関すること。
- (3) 産業交流の促進に関すること（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (4) 海外の経済情報の収集に関すること。

観光文化交流局

総務課

- (1) 局内の人事及び予算決算に関すること。
- (2) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (3) 局内他部課公所の主管に属しないこと。

観光交流部

観光推進課

- (1) 観光の推進及び都市魅力の向上に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること（部内他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 観光の振興に関すること。
- (3) 観光客の誘致に係るプロモーションに関すること。
- (4) 観光施設に関すること。
- (5) 名古屋城総合事務所に係ること。
- (6) 公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローに関すること。
- (7) 部内他課の主管に属しないこと。

国際交流課

- (1) 国際交流に関すること。
- (2) 国際都市化の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) 公館の管理運営に関すること。
- (4) 名古屋国際センターに関すること。
- (5) 公益財団法人名古屋国際センターに関すること。

MICE推進課

- (1) 企業等の会議、企業等の行う報奨及び研修旅行、コンベンション、見本市及び展示会、イベントその他の国内外の交流を促進するビジネスイベント等の誘致及び調整に関すること。
- (2) 国際展示場及び国際会議場に関すること。

文化歴史まちづくり部

文化芸術推進課

- (1) 文化行政に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 市民文化の振興に関すること。
- (3) 文化事業の実施に関すること。
- (4) 文化小劇場その他文化施設の整備に関すること。
- (5) 公会堂、市民会館、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、演劇練習館、音楽プラザ、市民ギャラリー、短歌会館、東山荘、名古屋能楽堂及び市民休暇村に関すること。
- (6) 公益財団法人名古屋市文化振興事業団、公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団及び公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社に関すること。
- (7) 部内他課の主管に属しないこと。

歴史まちづくり推進課

- (1) 歴史的建造物の保存活用に関すること。
- (2) 歴史的な資産を活用したまちづくり及び都市魅力の向上に係る施策の推進に関すること。
- (3) 町並み保存に関すること。
- (4) 伝統的建造物群保存地区に関すること。
- (5) 文化のみちの推進に関すること。

環境局

総務課

- (1) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (2) 局内の予算決算に関すること。
- (3) 局内他部課公所の主管に属しないこと。

職員課

- (1) 局内の人事に関すること。
- (2) 局内職員の福利厚生に関すること。

環境企画部

環境企画課

- (1) 環境保全に係る施策の企画及び総合調整に関すること（脱炭素社会推進課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 環境基本計画並びに水の環復活2050なごや戦略、低炭素都市2050なごや戦略及び生物多様性2050なごや戦略の推進に関すること。
- (3) 環境保全に係る活動の推進に関すること（脱炭素社会推進課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 環境保全に係る教育及び学習に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 生物多様性に係る施策の推進に関すること。
- (6) 環境保全業務に係る保健福祉センターとの連絡調整に関すること。
- (7) 環境保全に係る国際的な連携に関すること。
- (8) 環境審議会及び地域環境審議会に関すること。
- (9) 部内他課の主管に属しないこと。

脱炭素社会推進課

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。
- (3) 脱炭素社会の実現に向けた市民活動の推進及び事業活動の促進に関すること。
- (4) 環境行動計画に関すること。
- (5) 脱炭素社会の実現に向けたエネルギー対策の企画及び調整に関すること。
- (6) 地域脱炭素施策の推進に関すること。

地域環境対策部

地域環境対策課

- (1) 公害の防止その他の環境対策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下等の防止に関すること。
- (3) 環境保全上健全な水循環の確保に関すること。
- (4) 有害化学物質による環境汚染の防止に関すること。
- (5) 環境影響評価制度の実施に関すること。
- (6) 環境影響評価審査会に関すること。
- (7) 環境科学調査センターに関すること。
- (8) 部内他課公所の主管に属しないこと。

大気環境対策課

- (1) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭の防止に関すること。
- (2) 次世代自動車の普及促進に関すること。
- (3) 環境保全・省エネルギー設備資金の融資に関すること。

公害保健課

- (1) 公害の人体に及ぼす影響の調査企画に関すること。
- (2) 公害に係る健康被害の救済に関すること。

- (3) その他公害保健に関すること。
- (4) 公害健康被害認定審査会に関すること。

資源循環部

資源循環企画課

- (1) 循環型社会の実現に向けた施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理基本計画の推進に関すること。
- (5) 循環型社会の実現に向けた自主的な活動の支援に関すること。
- (4) 循環型社会の実現に向けた普及啓発に関すること。
- (5) プラスチック資源循環の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (6) 部内他課の主管に属しないこと。

資源循環推進課

- (1) 事業系ごみの資源循環及び適正処理に関すること。
- (2) 食品ロスの削減及び生ごみ資源化の推進に関すること。
- (3) 行政回収による資源循環推進に関すること。

事業部

作業課

- (1) ごみ及びし尿の収集、運搬、処理及び処分の計画並びに指導に関すること。
- (2) 大掃除に関すること。
- (3) 廃棄物処理手数料等の徴収に関すること。
- (4) 作業用自動車に関すること。
- (5) ごみの散乱防止に関すること。
- (6) 路上禁煙に関すること。
- (7) ごみの排出指導に関すること（資源循環推進課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る対策の推進に関すること。
- (9) 保健環境委員に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (10) 環境事業所に関すること。
- (11) 部内他課公所の主管に属しないこと。

廃棄物指導課

- (1) 事業者の行う産業廃棄物の処理についての指導監督に関すること。
- (2) 廃棄物処理業に係る許可及び指導監督に関すること。
- (3) 廃棄物の処理施設（浄化槽を除く。）に係る許可及び指導監督に関すること。
- (4) 産業廃棄物の調査に関すること。

施設部

施設課

- (1) 局所管施設（ごみ中間処理施設を除く。）に関すること。
- (2) 局事業用地の取得及び処分場の確保に関すること。
- (3) 処分場に関すること。
- (4) 部内他課公所の主管に属しないこと。

工場課

- (1) ごみ中間処理施設に関すること。
- (2) 環境局工場に関すること。

健康福祉局

総務課

- (1) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (2) 局の主管に属する外郭団体の総括に関すること。
- (3) 局内の予算決算に関すること。
- (4) 局内他部課公所の主管に属しないこと。

職員課

- (1) 局内の人事に関すること。
- (2) 局内職員の福利厚生に関すること。

監査課

- (1) 社会福祉法人の指導監査に関すること（子ども青少年局の主管に属するものを除く。）。
- (2) 社会福祉施設及び介護保険施設の指導監査に関すること（子ども青少年局の主管に属するものを除く。）。
- (3) 社会福祉連携推進法人に係る認定、認可及び指導監査に関すること。
- (4) 局所管事業の調査統計の企画及び調整に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 局所管の災害対策に関すること。
- (6) 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること。
- (7) 社会福祉審議会に関すること。
- (8) 福祉総合情報システムの運用及び管理に関すること。
- (9) 福祉総合情報システムの標準化に関すること。
- (10) DXの推進に関すること。

高齢福祉部

高齢福祉課

- (1) 高齢者施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 高齢者施策に係る計画の総括に関すること。
- (3) 高齢者の福祉に関すること。
- (4) 高齢者の就業機会の開発に関すること。
- (5) 福祉会館及び老人いきいの家に関すること。
- (6) 休養温泉ホーム、鯉城学園及び高齢者就業支援センターに関すること。
- (7) 公益社団法人名古屋シルバー人材センターに関すること。
- (8) 部内他課の主管に属しないこと。

地域ケア推進課

- (1) 地域包括ケアの推進に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 認知症施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (3) 地域福祉に関すること。
- (4) 包括的支援の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。
- (6) 低所得世帯に対する給付金に関すること。
- (7) ひきこもり等の支援に関すること。
- (8) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (9) 民生委員推薦会に関すること。
- (10) 成年後見制度に関すること（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
- (11) 高齢者虐待の防止に関すること。
- (12) 介護予防に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
- (13) 地域包括支援センターに関すること。
- (14) 総合社会福祉会館に関すること。
- (15) 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に関する

こと。

介護保険課

- (1) 介護保険に係る予算及び決算の手續に関すること。
- (2) 介護保険の趣旨普及に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 介護保険事業の運営に関すること。
- (5) 介護認定審査会に関すること。
- (6) 高齢者に係る福祉施設に関すること（高齢福祉課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 介護保険法により指定する事業者（地域ケア推進課の主管に属するものを除く。）、介護保険施設及び指定特別給付事業者に関すること。
- (8) 介護支援専門員の指導監督に関すること。
- (9) 特定福祉用具の販売及び住宅改修を行う者に対する検査及び指導助言に関すること。
- (10) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- (11) 有料老人ホームに関すること。

障害福祉部

障害企画課

- (1) 障害者施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 障害者基本計画及び障害福祉計画に関すること。
- (3) 障害者の福祉に関すること。
- (4) 難病対策に関すること（局内他課公所及び子ども青少年局の主管に属するものを除く。）。
- (5) 障害者に対する理解の促進に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (7) 福祉都市環境整備に関すること。
- (8) 障害児福祉手当及び特別障害者手当に関すること。
- (9) 特別児童扶養手当に関すること。
- (10) 心身障害者扶養共済事業に関すること。
- (11) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (12) 障害者スポーツに係る障害者施策の調整に関すること。
- (13) アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整に関すること。
- (14) 障害者施策推進協議会に関すること。
- (15) 知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所に関すること。
- (16) 精神保健福祉センターに関すること。
- (17) 総合リハビリテーションセンターに関すること。
- (18) 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団に関すること。
- (19) 部内他課公所の主管に属しないこと。

障害者支援課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスに関すること。
- (2) 障害者の就労支援に関すること。
- (3) 地域生活支援事業に関すること（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 障害者に係る施設に関すること（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 障害支援区分認定等審査会に関すること。
- (6) 指定障害児相談支援事業者の指定に関すること。

生活福祉部

保護課

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (3) 住居のない者の援護に関すること。

- (4) 厚生院及び保護施設に関すること（医療連携推進課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 中国残留邦人等に対する支援給付に関すること。
- (6) 部内他課公所の主管に属しないこと。

保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金に係る予算及び決算の手續に関すること。
- (2) 国民健康保険及び国民年金の趣旨普及に関すること。
- (3) 国民年金及び年金生活者支援給付金に関すること。
- (4) 国民健康保険事業の運営に関すること。
- (5) 国民健康保険事業の運営に関する協議会に関すること。
- (6) 保険年金システムの再構築に関すること。

医療福祉課

- (1) 後期高齢者医療に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 後期高齢者医療の実施に関すること（保険年金課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 障害者医療費の助成に関すること（保険年金課の主管に属するものを除く。）。
- (4) ひとり親家庭等医療費の助成の実施に関すること（保険年金課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 子ども医療費の助成の実施に関すること（保険年金課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画及び調整に関すること。

健康部

保健医療課

- (1) 救急医療その他地域医療に関すること（医療連携推進課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 医師、看護師その他医療関係職員の充足対策に関すること。
- (3) 保健環境委員に関すること。
- (4) 公衆衛生情報に関すること。
- (5) 陽子線がん治療施設の広域的な利用の促進等に関すること。
- (6) 中央看護専門学校及び衛生研究所に関すること。
- (7) 局長の指定する厚生統計調査（人口動態統計及び保健統計に限る。）に係る企画及び調整に関すること。
- (8) 局長の指定する健康危機管理に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (9) 局長の指定する健康危機管理対応力の強化に係る調整に関すること。
- (10) 部内他課公所の主管に属しないこと。

感染症対策課

- (1) 局長の指定する感染症の予防及び医療に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 予防接種（法令に定めるものを除く。）に関すること。
- (3) 局長の指定する新興再興感染症対応力の強化に係る調整に関すること。

健康増進課

- (1) 健康の増進の推進に関すること（局内他課公所の主管に属するものを除く。）。
- (2) 食育の推進に係る企画及び総合調整に関すること。
- (3) 成人保健対策の総合的な企画及び関係機関との調整

に關すること。

- (4) 成人保健対策事業の施行に關すること。
- (5) 局長の指定する公衆衛生看護に關すること。
- (6) 局長の指定する精神保健に關すること。
- (7) 自殺対策に關すること。
- (8) ひきこもりの支援に係る連絡調整に關すること
(地域ケア推進課の主管に属するものを除く。)
- (9) 局長の指定する食品表示に關すること(食品衛生課の主管に属するものを除く。)
- (10) 精神保健福祉審議会に關すること。
- (11) クオリティライフ21城北の連絡調整に關すること。
- (12) 一般財団法人名古屋市療養サービス事業団に關すること。

医療連携推進課

- (1) 医療連携の推進に關すること。
- (2) 医療関係施設に係る特命事項の処理に關すること。
- (3) 医療連携に係る特命事項の処理に關すること。

生活衛生部

環境業務課

- (1) 斎場の整備に關すること。
- (2) 献血の推進に關すること。
- (3) 局長の指定する環境業務に關すること。
- (4) 八事霊園・斎場管理事務所に關すること。
- (5) 第二斎場及び南陽交流プラザに關すること。
- (6) 部内他課公所の主管に属しないこと。

食品衛生課

- (1) 局長の指定する食品衛生及び食品表示に關すること。
- (2) 食鳥肉等の衛生に關すること。
- (3) と畜場に關すること。
- (4) 動物の愛護に關すること。
- (5) 食品衛生検査所、動物愛護センター及び食肉衛生検査所に關すること。

保健所

健康部

保健医療課

- (1) 保健所に係る文書及び公印の管守に關すること
(他部課並びに保健センター及び感染症対策・調査センターの主管に属するものを除く。)
- (2) 健康危機管理に係る総合的な企画及び調整に關すること。
- (3) 病院、診療所及び助産所に係る事務の企画及び調整に關すること。
- (4) 衛生検査所に係る事務の企画及び調整に關すること。
- (5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の施術所に係る事務の企画及び調整に關すること。
- (6) 歯科技工所に係る事務の企画及び調整に關すること。
- (7) 厚生統計調査(人口動態統計及び保健統計に限る。)に係る企画及び調整に關すること。
- (8) 医療に係る市民相談に關すること。
- (9) 安全な医療体制の確保に係る企画及び調整に關すること。
- (10) 保健センターとの連絡調整に關すること。
- (11) 地域保健に係る総合的な企画及び調整に關すること。

こと。

- (12) 地域保健に関する情報の運用及び管理に係る企画及び調整に關すること。
- (13) 地域保健に関する思想の普及及び向上に係る企画及び調整に關すること。
- (14) 地域保健に関する広報活動に係る企画及び調整に關すること。
- (15) 放射線業務の連絡調整に關すること。
- (16) 保健所運営協議会に關すること。
- (17) 衛生教育に係る企画及び調整に關すること。
- (18) 健康危機管理対応力の強化に係る調整に關すること。
- (19) 保健所長の指定する救急対策等に關すること。
- (20) 他部課並びに保健センター及び感染症対策・調査センターの主管に属しないこと。

感染症対策課

- (1) 感染症の予防及び医療に係る企画及び調整に關すること。
- (2) 感染症予防協議会及び感染症診査協議会に關すること。
- (3) 予防接種(法令で定めるものに限る。)に係る企画及び調整に關すること。
- (4) 試験検査業務の連絡調整に關すること。
- (5) 特定感染症等の対策に關すること。
- (6) 保健所長の指定する感染症予防に關すること。
- (7) 新興再興感染症対応力強化に係る調整に關すること。

健康増進課

- (1) 保健所長の指定する健康の増進に關すること。
- (2) 歯科口腔保健に係る企画及び調整に關すること。
- (3) 受動喫煙対策に係る立入検査及び指導等に關すること。
- (4) 保健師の業務に係る企画及び調整に關すること。
- (5) 難病患者の保健に係る企画及び調整に關すること。
- (6) 医療社会事業に係る企画及び調整に關すること。
- (7) 食品表示法による食品表示に關すること(食品衛生検査所、食肉衛生検査所、保健管理課、健康安全課及び保健予防課の主管に属するものを除く。)
- (8) 精神保健に係る企画及び調整に關すること。

感染症対策・調査センター 管理課

- (1) 感染症対策・調査センターに係る文書の收受、発送及び公印の管守並びに物品等の管理に關すること。
- (2) 感染症対策・調査センター内他部課の主管に属しないこと。

業務課

- (1) 感染症対策に係る調査、検体搬送等に關すること。
- (2) 感染症の病原体に汚染された場所、物件等の消毒に關すること。
- (3) 浸水時の消毒等の実施に關すること。
- (4) ねずみ族、昆虫等の駆除、調査及び指導に關すること。
- (5) 感染症患者の移送等に關すること。
- (6) 感染症予防の推進に關すること。

疫学情報部

- (1) 保健所長の指定する疫学情報の管理に關すること。
- (2) 感染症、食中毒等に係る疫学調査に關すること。

生活衛生部

環境薬務課

- (1) 公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に係る事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 住宅宿泊事業に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 温泉の利用に係る企画及び調整に関すること。
- (4) ねずみ及び昆虫等の防除に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 井水、上下水道、プール等の環境の衛生指導に係る企画及び調整に関すること。
- (6) 浄化槽に係る企画及び調整に関すること。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に係る企画及び調整に関すること。
- (8) 墓地、納骨堂及び火葬場に係る企画及び調整等に関すること。
- (9) 有害物質を含有する家庭用品の規制に係る企画及び調整に関すること。
- (10) 薬局及び医薬品の販売業に係る企画及び調整に関すること。
- (11) 医療機器の販売業及び貸与業に係る企画及び調整に関すること。
- (12) 毒物及び劇物の販売業に係る企画及び調整に関すること。
- (13) 特定毒物研究者及び業務上取扱者に関すること。
- (14) 部内他課並びに食品衛生検査所、動物愛護センター及び食肉衛生検査所の主管に属しないこと。

食品衛生課

- (1) 食品衛生に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 食中毒に係る総括に関すること。
- (3) 食品衛生に係る苦情処理の総括に関すること。
- (4) 営業許可及び営業届出制度等に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 食の安全・安心に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (6) 食品表示に係る企画及び調整に関すること。
- (7) 食に係る事件及び事故の総括に関すること。
- (8) 食の安全確保のための輸入食品、化学物質等の検査に係る企画及び調整に関すること。
- (9) 食品の収去等に係る業務管理に関すること。
- (10) 乳肉及び水産食品の衛生に係る企画及び調整に関すること。
- (11) 狂犬病予防に係る企画及び調整に関すること。
- (12) 化製場等の衛生に係る企画及び調整に関すること。
- (13) 人獣共通感染症に係る企画及び調整に関すること。
- (14) 動物の管理に係る企画及び調整に関すること。

食品衛生検査所

- (1) 中央卸売市場本場における食品衛生及び食品表示法による食品表示に関すること。
- (2) 食品販売施設における食品衛生に関すること。
- (3) 食品取扱施設における食品表示法による食品表示に関すること。
- (4) 輸入食品及び市外で製造された食品等のうち市長が別に定めるものに関する食品衛生に関すること。
- (5) 食の安全・安心の学習及び情報の提供に関すること。

動物愛護センター

- (1) 動物愛護センターに係る文書の收受、発送及び公印の管守並びに物品等の管理に関すること。
- (2) 動物愛護センターに係る手数料等の徴収に関すること。
- (3) 第1種動物取扱業の登録、第2種動物取扱業の届出等に関すること。
- (4) 動物取扱責任者の研修に関すること。
- (5) 特定動物の飼養又は保管の許可に関すること。
- (6) 化製場等に対する立入検査及び指導等に関すること（保健センターの主管に属するものを除く。）。
- (7) 犬及び猫の引取りに関すること。
- (8) 負傷動物等に関すること。
- (9) 放し飼いを禁止する旨の措置命令等に関すること。
- (10) 抑留犬及び引取り犬、引取り猫等の譲渡及び処分に関すること。
- (11) その他動物の管理に関すること。
- (12) 犬の捕獲及び抑留並びに引取り犬、引取り猫等の収容に関すること。
- (13) 抑留犬の返還、登録及び予防注射に関すること。
- (14) その他狂犬病予防に関すること。
- (15) 人獣共通感染症に関すること（保健センターの主管に属するものを除く。）。
- (16) 動物の管理に係る地域における相談及び支援に関すること。

食肉衛生検査所

- (1) と畜場及び中央卸売市場南部市場における食品衛生に関すること。
- (2) 中央卸売市場南部市場における食品表示法による食品表示に関すること。
- (3) 中央卸売市場南部市場における移入肉等の検査に関すること。
- (4) 食鳥肉等の衛生に関すること。

子育て支援部

子育て支援課

- (1) 身体障害児の療育指導等に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 栄養の改善指導に係る企画及び調整に関すること。

子ども青少年局

総務課

- (1) 局内の人事に関すること。
- (2) 局内職員の福利厚生に関すること。
- (3) 局長の指定する業務の改善に関すること。
- (4) 社会福祉法人（健康福祉局の主管に属するものを除く。）及び児童福祉施設の指導監査に関すること。
- (5) 局内他部課公所の主管に属しないこと。

企画経理課

- (1) 次世代育成支援施策に係る調査研究、企画及び調整に関すること（子ども未来企画課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 次世代育成支援に係る計画の総括に関すること。
- (3) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (4) 局所管事業の調査統計の企画及び調整に関すること。
- (5) 局内の予算決算に関すること。
- (6) 局所管財産の管理の調整に関すること。

子育て支援部

子育て支援課

- (1) 子育て支援事業に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域の子育て支援ネットワークに関すること。
- (3) 児童委員に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (4) 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成の企画及び調整に関すること。
- (5) 母子保健に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (6) 子ども・子育て支援センターに関すること。
- (7) 部内他課公所の主管に属しないこと。

子ども福祉課

- (1) 児童福祉に関すること（局内他部課及び健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (2) 児童虐待の予防及び防止に係る企画及び総合調整に関すること。
- (3) 児童虐待の予防に係る区役所及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) その他児童虐待対策に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び援助の総括並びに企画に関すること。
- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による相談その他の援助に関すること。
- (7) 障害児の療育等に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (8) 障害児に係る施設の設置の計画及び手続に関すること。
- (9) 障害児に係る施設の認可及び運営に関すること。
- (10) 発達障害児者の支援に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。
- (11) 医療的ケア児の支援に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。
- (12) 指定障害児通所支援事業者の指定及び運営に関すること。
- (13) 指定障害児相談支援事業者の指定に係る審査及び運営に関すること。
- (14) 児童福祉センター、地域療育センター、西部児童

相談所、東部児童相談所、児童福祉施設及び女性自立支援施設に関すること（局内他部課及び健康福祉局の主管に属するものを除く。）。

保育部

保育企画課

- (1) 保育施策に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援新制度に係る企画及び調整に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 保育所（市立の保育所を除く。）、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等の整備の計画及び手続に関すること。
- (4) 待機児童対策に関すること（放課後事業推進課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等の設置及び開始の認可その他指導（保育運営課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関すること。
- (7) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること（保育運営課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに施設等利用給付認定保護者への支払に関すること。
- (9) 特定保育所における保育を行うことに係る保育費用の徴収に関する企画及び指導に関すること。
- (10) 保育所（市立の保育所を除く。）、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る滞納処分に関すること。
- (11) 部内他課公所の主管に属しないこと。

保育運営課

- (1) 市立の保育所の運営に関すること。
- (2) 市立の保育所の民間移管に関すること。
- (3) 市立の保育所の改修等に関すること。
- (4) 障害児保育指導委員会に関すること（保育企画課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 医療的ケア児の支援に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）及び特定地域型保育事業者の指導監査並びに認可外保育施設等の指導監督に関すること。
- (7) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設等の保育等の指導に関すること。
- (8) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設等の給食に係る調理及び栄養の指導に関すること。
- (9) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設等の職員等の研修に関すること。

子ども未来企画部

子ども未来企画課

- (1) 子ども及び親の支援の推進に係る施策の総合的な企画、調整及び実施に関すること（局内他部課及び健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (2) ひとり親家庭等の福祉に関すること。
- (3) 児童手当（名古屋市職員に係るものを除く。）に関すること。
- (4) 児童扶養手当に関すること。
- (5) 児童福祉システムの標準化に関すること。
- (6) 部内他課公所の主管に属しないこと。

青少年家庭課

- (1) 青少年教育に関すること。
- (2) 青少年の社会参画の推進に関すること。
- (3) 青少年の保護育成の推進に関すること。
- (4) 児童の健全育成に関すること。
- (5) 児童厚生施設に関すること。
- (6) 青少年交流プラザに関すること。
- (7) その他青少年の自立支援及び育成に関すること。

放課後事業推進課

- (1) 放課後施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 放課後事業に係る待機児童対策に関すること。
- (3) トワイライトルームに関すること。
- (4) トワイライトスクールに関すること。
- (5) 留守家庭児童健全育成事業に関すること（青少年家庭課の主管に属するものを除く。）。

住宅都市局

総務課

- (1) 局内の人事に関すること。
- (2) 局内職員の福利厚生に関すること。
- (3) 業務委託等の契約に関すること。
- (4) 局内他部課公所の主管に属しないこと。

企画経理課

- (1) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (2) 局の主管に属する外郭団体の総括に関すること。
- (3) 公益財団法人名古屋まちづくり公社に関すること。
- (4) 局内の予算決算に関すること。

監理指導課

- (1) 局長の指定する設計、調査等の委託及び工事に係る検査に関すること。
- (2) 設計及び工事に係る総括的監理及び審査指導に関すること。
- (3) 設計及び工事に係る契約事務の監理指導に関すること。
- (4) 工事に係るコスト管理に関すること。
- (5) 工事に係る技術上の調査、指導及び統計に関すること。
- (6) 工事に係る技術上の処理基準及び積算基準に関すること。
- (7) 設計、調査等の委託及び工事に係る電算システムの管理に関すること。

都市計画部

都市計画課

- (1) 都市計画区域、都市計画及び市街地復興計画に関すること。
- (2) 公有地等の利用計画の調整に関すること。
- (3) 都市計画審議会に関すること。
- (4) 名古屋都市センター事業に関すること。
- (5) 部内他課の主管に属しないこと。

街路計画課

- (1) 街路等に係る都市計画等に関すること。
- (2) 自動車専用道路に関すること。
- (3) 名古屋高速道路に関すること。
- (4) 名古屋高速道路公社に関すること。
- (5) 自動車ターミナル及び駅前広場等に関すること。
- (6) 駐車場に係る都市計画に関すること。
- (7) 鉄軌道等に係る都市計画等に関すること。
- (8) 鉄軌道等と道路との立体交差の企画及び調整に関すること。

ウォーカーブル・景観推進課

- (1) 景観計画及び都市景観形成地区に関すること。
- (2) 都市景観の整備に係る調査、企画及び事業に関すること。
- (3) 都市景観に係る知識の普及及び市民意識の高揚に関すること。
- (4) ウォーカーブルなまちづくりに係る調査及び企画に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 地域のまちづくりの支援等に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 屋外広告物に係る調査及び企画に関すること。
- (7) 屋外広告物の規制及び誘導に関すること。
- (8) 広告・景観審議会に関すること。

交通企画・モビリティ都市推進課

- (1) 総合交通に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 地域公共交通に係る企画及び調整に関すること。
- (3) その他広域交通に関すること（他局室部課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 総合駅の整備に係る連絡調整に関すること。
- (5) 駐車場の企画、設置及び管理運営に関すること。
- (6) 路外駐車場の監督に関すること。
- (7) 建築物の駐車施設の附置の特例に関すること。
- (8) 駐車施策に係る企画及び調整に関すること。
- (9) 市が出資する第3セクターが経営する鉄軌道事業（他局室部課の主管に属するものを除く。）に係る企画及び経営の管理に関すること。
- (10) 交通問題調査会に関すること。

交通事業推進課

- (1) 名古屋ガイドウェイバス株式会社が経営する軌道事業に係る企画及び経営の管理に関すること。
- (2) 新たな路面公共交通システムの導入の調整に関すること。

営繕部

企画保全課

- (1) 営繕施策に係る調査研究、企画及び調整に関すること。
- (2) 市設建築物等の調査、設計及び施工の計画及び調整に関すること（市営住宅及び定住促進住宅並びにこれらに関連する施設（以下「市営住宅等」という。）の修繕に関するものを除く。）。
- (3) 市設建築物等（市営住宅等を除く。）の保全の推進に係る調査研究、企画及び調整に関すること。
- (4) 市設建築物等（市営住宅等を除く。）の耐震対策に係る調査及び実施計画に関すること。
- (5) 市設建築物等の省エネルギー対策に関すること。
- (6) 市設建築物等（市営住宅等を除く。）の工事に係る事務の処理その他部内他課の事務手続に関すること。
- (7) 部内他課の主管に属しないこと。

営繕課

- (1) 市設建築物等（市営住宅等及び教育施設を除く。）の調査、設計及び施工に関すること（設備課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 市設建築物等の用地の調査、測量及び土木工事に関すること。

住宅・教育施設課

- (1) 市営住宅等及び教育施設に係る調査、設計及び施工（市営住宅等の修繕に関するものを除く。）に関すること（設備課の主管に属するものを除く。）。

設備課

- (1) 市設建築物等の機械、給排水、衛生及びガスの設備（以下「機械設備等」という。）並びに電気設備に係る調査、設計及び施工に関すること（市営住宅等の修繕に関するものを除く。）。
- (2) 市庁舎の機械設備等及び電気設備の保全に関すること。

建築指導部

建築指導課

- (1) 建築基準法の施行に関すること（建築審査課及び

建築安全推進課の主管に属するものを除く。）。

- (2) 建築物の環境配慮等の促進に関すること（環境局の主管に属するものを除く。）。
- (3) 建築工事に係る分別解体等の届出及び指導に関すること。
- (4) 建築相談に関すること。
- (5) 部内他課の主管に属しないこと。

開発指導課

- (1) 開発行為の規制その他の都市計画制限及び都市計画事業制限（市街地開発事業に係るものを除く。）に関すること。
- (2) 宅地造成等の規制等に関すること。
- (3) 開発審査会に関すること。

建築審査課

- (1) 建築基準法による確認及び検査に関すること。
- (2) 建築物に係る福祉都市環境整備の推進に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (3) 建築基準法による仮設建築物の建築の許可に関すること。
- (4) 建築基準法による仮使用の認定に関すること。
- (5) 愛知県建築基準条例による認定（建築物の敷地と道路との関係に係るものを除く。）に関すること。
- (6) 建築基準法による工事中における安全上の措置等に関する計画の届出に関すること。
- (7) 租税特別措置法による優良住宅等の認定に関すること。
- (8) 建築基準法上の指定確認検査機関に関すること。

建築安全推進課

- (1) 建築基準法上の定期報告に関すること。
- (2) 建築基準法による全体計画の認定に関すること。
- (3) 名古屋市地下街建築基準条例による認定に関すること。
- (4) 建築物の防災指導その他防災対策（臨海部防災区域に関するものを除く。）に関すること。
- (5) 既存建築物の保全及び活用における用途変更に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 違反建築物の監察等に関すること。
- (7) 建築物等の安全対策に関すること。

住宅部

住宅企画課

- (1) 住宅施策の調査企画に関すること。
- (2) 民間住宅の助成に関すること。
- (3) 居住支援の促進に関すること。
- (4) マンション施策の推進に関すること。
- (5) 若年・子育て世帯の住環境整備に関すること。
- (6) 名古屋市住宅供給公社に関すること（住宅整備課及び住宅管理課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 部内他課の主管に属しないこと。

住宅整備課

- (1) 市営住宅等の整備計画及び整備に係る局長の指定する手続等に関すること。
- (2) 市営住宅等のアセットマネジメントに関すること。
- (3) 市営住宅の建替えに関すること。
- (4) 千種台ふれあいタウンの整備に関すること。
- (5) 名城地区の住宅整備に関すること。
- (6) 市営住宅等のアセットマネジメントに係る名古屋市住宅供給公社との連絡調整に関すること。

- (7) 市営住宅等の敷地及び附帯施設の管理に関すること（住宅管理課の主管に属するものを除く。）。

住宅管理課

- (1) 市営住宅等の管理の総括に関すること。
- (2) 市営住宅等に係る収入に関すること。
- (3) 市営住宅の高額所得者等に対する明渡しの指導に関すること。
- (4) 市営住宅等の不適正居住等の是正措置に関すること。
- (5) 市営住宅等の家賃、使用料等の支払又は市営住宅等の明渡しの請求に係る訴訟、調停等に関すること。
- (6) 市営住宅等の管理に係る名古屋市住宅供給公社との連絡調整に関すること。
- (7) 住宅地区改良事業に関すること。

市街地整備部

市街地整備課

- (1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、住環境整備事業、市街地住宅整備事業その他これらに類する事業（以下市街地整備課の項において「土地区画整理事業等」という。）の施行及び施行に係る連絡調整に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (2) 土地区画整理事業等に係る残存事務のうち局長が指定するものの処理に関すること。
- (3) 土地区画整理事業の認可、指導監督及び助成に関すること。
- (4) 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の制限に関すること。
- (5) 土地区画整理促進区域における建築行為等の制限に関すること。
- (6) 志段味地区における開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関すること。
- (7) 密集市街地の防災対策に係る調査、企画及び調整に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (8) 大曽根北・筒井都市整備事務所及び緑都市整備事務所に関すること。
- (9) 部内他課公所の主管に属しないこと。

名古屋競馬場跡地開発推進課

- (1) 名古屋競馬場跡地開発の推進に関すること。

耐震化支援課

- (1) 建築物等の耐震対策に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。

まちづくり企画部

まちづくり企画課

- (1) 市街地の開発及び整備に係る調査及び企画に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (2) 市街地の開発及び整備に係る相談及び調整に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 都市計画区域内の土地についての調査及び資料の収集並びに情報の提供に関すること。
- (4) 国土利用計画法の施行に関すること。
- (5) 土地利用審査会に関すること。
- (6) 部内他課の主管に属しないこと。

名港開発振興課

- (1) 港及びその周辺地区における総合的な施策の企画

及び調整に関すること。

- (2) 港及びその周辺地区における開発及び整備の推進に関すること。
- (3) 名古屋港管理組合の負担金に関すること。
- (4) 名古屋港管理組合との連絡調整に関すること。

リニア関連都心開発部

都心まちづくり課

- (1) 都心部のまちづくりに係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 都心部における開発及び整備の事業推進に関すること（局内他部課公所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 都心部における民間再開発等に係る調整に関すること（部内他課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 民間施行の市街地再開発事業等の認可及び指導監督に関すること。
- (5) 民間再開発等に係る助成に関すること。
- (6) 部内他課公所の主管に属しないこと。

リニア関連・名駅周辺開発推進課

- (1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区のまちづくりの推進に関すること（名駅ターミナル整備課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 名古屋駅周辺地区における開発及び整備の事業推進に関すること（名駅ターミナル整備課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 名古屋駅周辺地区（特定都市再生緊急整備地域に限る。）における民間再開発等に係る調整に関すること（名駅ターミナル整備課の主管に属するものを除く。）。
- (4) ささしまライブ24総合整備事務所に関すること。

名駅ターミナル整備課

- (1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化に関すること。

緑政土木局

総務課

- (1) 局内の人事に関すること。
- (2) 局内職員の福利厚生に関すること。
- (3) 局所管車両に関すること。
- (4) 業務委託等の契約に関すること。
- (5) 局内他部課公所の主管に属しないこと。

企画経理課

- (1) 局内重要事項の総合調整に関すること。
- (2) 道路、河川、公園等に係る総合的な整備に係る調査及び企画に関すること。
- (3) その他局長の特命による事務事業に関すること。
- (4) 局の主管に属する外郭団体に関すること。
- (5) 土木事務所に関すること（局内他部課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 局内の予算決算に関すること。

技術指導課

- (1) 局長の指定する工事等の検査に関すること。
- (2) 工事に係る技術上の調査及び指導に関すること。
- (3) 工事に係る技術事項の処理基準の設定に関すること。
- (4) 局所管事業に係る情報化施策の企画及び推進に関すること。
- (5) 局所管事業に係る事務電算化に関すること。
- (6) 建設副産物処理対策に関すること。
- (7) 建設コスト縮減対策に関すること。
- (8) 局所管事業に係る総合評価落札方式に関すること。

路政部

道路管理課

- (1) 道路の監察及び監理に関すること。
- (2) 道路の占用許可及び道路に関する工事の承認に関すること（道路利活用課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 部内他課の主管に属しないこと。

用地管理課

- (1) 局所管未利用土地の管理及び処分に関すること。
- (2) 未登記土地の調査及び処理に関すること。
- (3) 寄附、売払い、交換等に係る登記に関すること。
- (4) 局所管の代替地等の有効活用に関すること。
- (5) 局所管の用地取得に伴う代替地のあっせんその他の生活再建措置に関すること。
- (6) 局所管の用地取得に係る企画及び調整に関すること。
- (7) 事業収束に係る用地取得の調整に関すること。
- (8) 土地収用に関すること。
- (9) 損失補償基準の確立のための調整に関すること。
- (10) 工事の施行に伴う補償の調整に関すること。
- (11) 局長の指定する用地取得に係る検査に関すること。
- (12) 局所管事業の用地の取得に伴う土地の調査及び評価に関すること。

自転車利用課

- (1) 自転車利用に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 自転車駐車対策に関すること。
- (3) 道路附属物自動車駐車場に関すること。
- (4) 自転車通行空間の整備に関すること。

道路利活用課

- (1) 道路の利活用に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 道路に関する住民協働に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 道路の認定、変更及び廃止に関すること。
- (4) 道路関係財産の管理に関すること。
- (5) 他道路管理者その他関係機関等との道路に係る協定及び連絡調整に関すること。
- (6) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅周辺地区の道路に関する工事及び占用工事の調整に関すること。

測量調査課

- (1) 道路、河川、公園等の境界測量に関すること。
- (2) 国土調査法に基づく地籍調査に関すること。
- (3) 市有地（住宅都市局の主管に属するものを除く。）及び局事業用地の測量に関すること。

道路部

道路建設課

- (1) 道路の新設及び改良の工事（道路建設課の主管に属する工事に限る。次号において同じ。）に係る事業計画の策定に関すること。
- (2) 道路の新設及び改良の工事に関すること。
- (3) 電線類の地中化に関すること。
- (4) 道路の立体交差の新設及び改良の工事に関すること。
- (5) 部内他課の主管に属しないこと。

橋梁施設課

- (1) 橋りょうの事業計画に関すること。
- (2) 橋りょうの新設及び改良の工事に関すること。
- (3) 橋りょうの維持修繕に関すること。
- (4) 局長の指定する大規模な土木施設の新設及び改良の工事に係る事業計画の策定に関すること。
- (5) 局長の指定する大規模な土木施設の新設及び改良の工事に関すること。
- (6) 局長の指定する大規模な土木施設の維持修繕に関すること。

道路維持課

- (1) 道路及び道路の附属物の維持修繕に関すること。
- (2) 道路の清掃に関すること。
- (3) 交通安全施設の新設及び改良の工事に関すること。
- (4) 道路掘削跡復旧に関すること。
- (5) 道路の舗装工事及び受託に係る道路の舗装工事に関すること。
- (6) 道路の環境整備（緑道にあつては、道路部所管の土木施設の基盤整備に限る。）に関すること（自転車利用課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 土木事務所の庁舎営繕に関すること。

用地補償課

- (1) 局所管事業の用地の取得及び補償に関すること（緑地事業課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 局所管事業の工事の施行に伴う補償に関すること（緑地事業課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 局所管事業の用地の取得に伴う建物等の調査及び評価に関すること（緑地事業課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 局所管事業の工事の施行に伴う補償の調査及び評価に関すること（緑地事業課の主管に属するものを除

く。)

河川部

河川管理課

- (1) 河川、水路等の設置、変更及び廃止に関する事
- (2) 河川、水路等に係る財産の管理に関する事
- (3) 河川、水路等の監察及び監理に関する事
- (4) 河川、水路等の占用及び使用の許可並びに河川、水路等に関する工事の承認に関する事
- (5) 特定都市河川浸水被害対策法の施行に関する事
- (6) 公有水面埋立法に基づく許可に関する事
- (7) 採石法に基づく認可に関する事
- (8) 砂利採取法に基づく認可に関する事
- (9) 土取り、埋立て等の行為の指導に関する事
- (10) 河川、水路等の利活用に係る企画及び調整に関する事
- (11) 土砂災害警戒区域等の指定に係る連絡調整に関する事
- (12) 部内他課公所の主管に属しない事

河川計画課

- (1) 治水事業の基本計画に関する事
- (2) 河川、水路等の浄化及び環境整備に係る基本計画に関する事
- (3) 河川、水路等に係る他河川管理者その他関係機関等との連絡調整に関する事
- (4) 特定構造物改築事業等に係る連絡調整に関する事
- (5) 流域水害対策計画の策定及びこれに伴う措置に関する事
- (6) 河川、水路等の水辺空間の利用促進及び市民の意識の高揚に関する事

河川工務課

- (1) 河川、水路等(農政部の主管に属するものを除く。)の新設及び改良の工事並びに維持修繕に関する事
- (2) ポンプ施設からの排水の管理に関する事
- (3) 河川の浄化及び環境整備(河川部所管施設に係る緑道の整備を含む。)に係る事業の実施に関する事
- (4) 水防計画並びに水防施設等の設置及び管理に関する事
- (5) ポンプ施設管理事務所に関する事

農政部

都市農業課

- (1) 農業委員会及び農業関係諸団体に関する事
- (2) 農地振興に関する事
- (3) 都市農業の振興に関する事
- (4) 生産緑地に関する事
- (5) 地域計画及び農地の利用の集積に関する事
- (6) 農業用の水路等(市街化調整区域内に限る。)、道路その他の施設に関する事
- (7) 土地改良事業に関する事
- (8) 農産物の増産奨励及び生産指導に関する事
- (9) 米穀の生産調整に関する事
- (10) 地産地消の推進に関する事
- (11) 市民が農業に親しむ機会の増進に関する事
- (12) 市民農園に関する事
- (13) 森林の保護に関する事
- (14) 林業及び水産業に関する事
- (15) 畜産技術の研究及び指導に関する事
- (16) 家畜の生産奨励及び生産指導に関する事

- (17) 家畜(愛玩用動物を除く。)の防疫に関する事
- (18) 農業センターに関する事
- (19) 東谷山フルーツパーク及び農業文化園に関する事
- (20) 野鳥観察館に関する事
- (21) その他農畜産業に関する事

緑地部

緑地管理課

- (1) 都市公園の設置及び管理に関する事
- (2) 東山総合公園に関する事
- (3) 部内他課の主管に属しない事

緑地利活用課

- (1) 公園及び緑地の利活用に係る企画及び調整に関する事
- (2) 公園及び緑地に係る市民等との協働の推進に関する事
- (3) 鶴舞公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、名城公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、中村公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、久屋大通公園久屋大通庭園、荒子川公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、庄内緑地の公園施設(市長の定めるものに限る。)、白鳥公園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、日光川公園の公園施設、戸田川緑地の公園施設(市長の定めるものに限る。)、徳川園の公園施設(市長の定めるものに限る。)、緑化センター及びみどりが丘公園に関する事
- (4) 緑化に関する知識の普及及び市民の意識の高揚に関する事

緑地維持課

- (1) 公園及び緑地の維持修繕に関する事
- (2) 街路樹及び街園の新設及び改良の工事並びに維持修繕に関する事
- (3) その他緑化工事に関する事
- (4) 緑化率の規制に係る指導、審査及び監察その他民有地緑化に関する事
- (5) 公共施設等の緑化の指導に関する事
- (6) 特別緑地保全地区に係る調査及び調整に関する事
- (7) 特別緑地保全地区内における行為の制限に関する事
- (8) 風致地区内における行為の制限に関する事

緑地事業課

- (1) 緑のまちづくり施策に関する事(緑地利活用課の主管に属するものを除く。)
- (2) 緑の基本計画に関する事
- (3) 公園及び緑地の新設及び改良の工事に関する事
- (4) 緑道の整備(道路部及び河川部の主管に属するものを除く。)に関する事
- (5) 公園及び緑地の事業推進に関する事(緑地維持課の主管に属するものを除く。)
- (6) 公園事業(農畜産業関係事業を含む。以下緑地事業課の項において同じ。)用地の取得及び補償に関する事
- (7) 公園事業用地の取得に伴う建物等の調査及び評価に関する事
- (8) 公園事業の工事の施行に伴う補償並びに補償の調査及び評価に関する事
- (9) 特別緑地保全地区内の土地の買取り等に関する事

- と。
(10) 東山動植物園の再生に係る連絡調整に関するこ
と。
(11) 緑の審議会に関すること。

上下水道局

経営本部

総務部

総務課

- (1) 部庶務事務に関すること。
- (2) 市議会に関すること。
- (3) 儀式及び交際に関すること。
- (4) 関係団体に関すること。
- (5) 職員寮に関すること。
- (6) 局内の人事に関すること。
- (7) 職員の選考及び考課に関すること。
- (8) 他本部、本部内他部課公所及び部内他課公所の主管に属しないこと。

防災課

- (1) 防災及び危機管理業務の企画調整に関すること。
- (2) 防災及び危機管理についての連絡調整等に関する
こと。
- (3) 災害時における相互応援体制についての調査研究
に関すること。

労務課

- (1) 給与及び職員の児童手当の支払に関すること。
- (2) 職員の共済組合に関すること。
- (3) 健康保険、雇用保険及び厚生年金保険に関するこ
と。
- (4) 職員の労働条件及び団体交渉に関すること。
- (5) 労働協約及び苦情処理に関すること。
- (6) 労働事情の調査及び統計に関すること。
- (7) 旅費に関すること。ただし、予算執行に係るもの
を除く。

安全衛生課

- (1) 局の安全管理及び衛生管理に関すること。
- (2) 車両の安全運転管理に関すること。
- (3) 安全衛生教育に関すること。
- (4) 職員の公務災害補償に関すること。
- (5) 職員の職務遂行上の交通事故の処理に関すること。
- (6) 職員の福利厚生及び互助会に関すること。
- (7) 局の厚生事業に関すること。

調査課

- (1) 文書に関すること。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 監査（工事監査を除く。）に関すること。
- (4) 内部統制に関すること。
- (5) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (6) 法令に関すること。
- (7) 訴訟、調停等に関すること。

契約監理課

- (1) 工事及び製造の請負契約に関すること。
- (2) 委託契約に関すること。ただし、局長が別に定め
るものについては、課又は公所において分掌する。
- (3) 物品の調達及び賃貸借の契約に関すること。ただ
し、局長が別に定めるものについては、課又は公所に
おいて分掌する。
- (4) 不用品の売却契約に関すること。
- (5) 入札の参加資格の技術的な審査及び技術資料の審
査に関すること。

人材育成推進課

- (1) 職員としての資質及び能力の向上に係る施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 研修計画の策定及び研修実施上の総括に関すること。
- (3) 研修（他課公所が自ら実施するものを除く。）の実施に関すること。
- (4) 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「局事業」をいう。）に係る知識及び技術の共有環境の整備に関すること。
- (5) 局事業に係る新技術の採用に伴う知識及び技術の習得に関すること。
- (6) 外部からの研修員の受入れ（名古屋市上下水道局分課規程第14条第5号に規定するものを除く。）に関すること。

企画経理部

経営企画課

- (1) 部庶務事務に関すること。
- (2) 局内重要事項の総合調整及び複数の局室区にわたる重要事項の連絡調整に関すること。
- (3) 事業経営に関する事項の企画及び調査に関すること。
- (4) アセットマネジメントの総合調整に関すること。
- (5) 経営改革の推進に関すること。
- (6) 事務改善に関すること。
- (7) 組織及び職員の定数に関すること。
- (8) 名古屋上下水道総合サービス株式会社に関すること。
- (9) DXの推進に関すること。
- (10) GXの推進に関すること。
- (11) 部内他課公所の主管に属しないこと。

連携推進課

- (1) 官民連携に関すること。
- (2) 広域化の推進に関すること。
- (3) 地域との連携推進に関する事項の企画調整に関すること。
- (4) 流域連携事業の企画調整に関すること。
- (5) 国際協力業務の企画調整に関すること。
- (6) 局事業に関連する高度技術に関すること。
- (7) 局事業に係る技術的な支援に関すること。

経理課

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (3) 計理状況の報告に関すること。
- (4) 企業債に関すること。
- (5) 補助金の請求及び受入れに関すること。
- (6) 基金に関すること。
- (7) 金銭の出納に関すること。
- (8) 資金運用及び一時借入金に関すること。
- (9) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (10) 有価証券の取得、処分及び保管に関すること。
- (11) 債権管理の総括に関すること。
- (12) 財務会計システムの運用及び開発に関すること。

広報サービス課

- (1) お客さまサービス向上施策の総括に関すること。
- (2) 広聴の総括に関すること。

- (3) 広報の総括に関すること。
- (4) 報道機関等との連絡調整による広報に関すること。
- (5) 図書刊行物、催事その他による広報に関すること。

資産活用課

- (1) 固定資産及び物品の総括に関すること。
- (2) 事務用固定資産及び工事用固定資産の取得及び処分に関すること。
- (3) 固定資産台帳に関すること。
- (4) 車両、被服及び電話設備（賃借に関することに限る。）に関すること。
- (5) 不動産等（土地及び建物並びにこれらに固着するものをいう。）の有効活用、取得、管理、処分及び賃借に関すること。
- (6) 附帯事業に関すること。

情報システム課

- (1) 情報ネットワーク（専用ネットワークを除く。）及びサーバ統合環境等の情報基盤に係る企画、管理及び運用に関すること。
- (2) 所管する情報システム及び電子計算機の管理及び運用に関すること。
- (3) データセンターの保守及び運用の管理に関すること。
- (4) 電話設備に関すること（賃借に関することを除く。）。
- (5) 情報化施策の企画、推進及び総合調整に関すること。
- (6) 情報システムに係る業務の調整並びに情報システムの開発及び導入時等における各種審査に関すること。
- (7) 電子情報の保護対策の企画調整及びこれに付随する監査等に関すること。
- (8) 技術情報システムに係る業務の企画調整に関すること。
- (9) 設計積算システム、施設総合管理システム及び単価契約システムに関すること。
- (10) 配水管等施設の図面等及び下水道台帳の調製及び管理に関すること。
- (11) 上下水道マッピングシステム及びなごや上下水道埋管まっぷに関すること。

営業部

営業課

- (1) 部庶務事務に関すること。
- (2) 工事関係事務に関すること。
- (3) 給水装置関係書類及び排水設備関係書類（局長が別に定めるものに限る。）の受付及び処理に関すること。
- (4) 指定給水装置工事事業者、指定排水設備工事店等に関すること。ただし、名古屋市上下水道局分課規程第21条第5号に規定するものを除く。
- (5) 愛知県下水道協会試験等運営委員会の運営等に関すること。
- (6) 給水管、給水用具及び量水器の調達に関すること。
- (7) 営業事務の企画、立案及び総合調整に関すること。
- (8) 受付センターに関すること。
- (9) 営業システムの管理等に関すること。
- (10) 部内他課公所の主管に属しないこと。

料金課

- (1) 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」

- という。)の調定及び収計に関すること。
- (2) 営業システムの事務処理に関すること。
 - (3) 集合住宅等に係る業務の総括に関すること。
 - (4) 水道使用水量の検針業務及び水道料金等の未納管理業務等の総括に関すること。
 - (5) 水道料金等、手数料、弁償金等の債権の管理及び放棄に関すること。
 - (6) 破産その他の倒産手続に係る水道料金等の債権の届出等に関すること。
 - (7) 下水道の利用促進の企画及び実施の総合調整に関すること。
 - (8) 汚水排出量の認定並びに下水道の使用者の調査及び確認に関すること。
 - (9) 水洗便所の普及及び下水道の利用促進に係る補助金の交付手続及び工事資金の貸付けに関すること。

給排水設備課

- (1) 給水装置及び給水用具等並びに排水設備の企画、調査及び施策の立案に関すること。
- (2) 直接工事費及び関連工事費の徴収基準並びに関連工事費の積算に関すること。
- (3) 上下水道取付管の技術基準に関すること。
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第32条第1項及び第2項に規定する開発行為についての協議及び同意に関すること。
- (5) 指定給水装置工事事業者、指定排水設備工事店等に係る技術的事項の指導等に関すること。
- (6) 貯水槽水道等の管理の指導に関すること。
- (7) 給水装置工事及び排水設備工事(経営本部営業部営業課で受け付けた書類に係るものに限る。)の設計審査並びに排水設備工事の検査に関すること。
- (8) 下水道取付管工事(局長が別に定めるものに限る。)の設計に関すること。
- (9) 給水装置工事に伴う配水管受託工事の設計に関すること。
- (10) 分水契約、受水契約及び未給水区域に関すること。
- (11) 下水道の供用開始等の公示に関すること。
- (12) 量水器に係る企画及び管理に関すること。
- (13) 量水器の取替えに関すること。ただし、次条第2項第10号に規定するものを除く。
- (14) 局事業に係る器具の制作、改良及び修理に関すること。

技術本部

計画部

下水道計画課

- (1) 部庶務事務に関すること。
- (2) 工事関係事務に関すること。
- (3) 国庫補助事業等(水道事業及び下水道事業に係るものに限る。)の申請及び報告に関すること。
- (4) 下水道事業の計画に関する調査及び研究に関すること。
- (5) 下水道事業の基本計画その他の関連計画に関すること。
- (6) 下水道事業の事業計画に関すること。
- (7) 下水道事業の実施計画に関すること。
- (8) 下水道事業の実施に係る関係機関、他部、部内他課等との調整に関すること。
- (9) 名古屋市雨水流出抑制推進会議に関すること。
- (10) 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)に係る雨水浸透阻害行為の技術的な調整に関すること。

- (11) 雨水流出抑制施設の助成制度に関すること。
- (12) 本部内他部課公所及び部内他課公所の主管に属しないこと。

水道計画課

- (1) 水道事業等(水道事業及び工業用水道事業をいう。以下同じ。)の長期計画の策定及び事業調整に関すること。
- (2) 水道事業等の計画に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 水道施設の整備計画に関すること。
- (4) 水道事業の実施計画に関すること。
- (5) 水道事業の実施に係る関係機関、他部、部内他課等との調整に関すること。
- (6) 水道事業等の水源の調査及び研究並びに水源開発施設に関すること。
- (7) 水道事業等の利水調整及び水源地域調整に関すること。
- (8) 水道技術管理者の職務に係る局内調整に関すること。

技術管理課

- (1) 局事業に係る工事(以下「上下水道工事」という。)の設計積算及び施行に係る基準に関すること。
- (2) 上下水道工事(局長が別に定めるものに限る。)の検査、成績評定及び監理指導に関すること。
- (3) 上下水道工事の監査に関すること。
- (4) 上下水道工事に用いる資機材に係る企画調整、検査及び改良に関すること。
- (5) 上下水道工事に係る設計の技術審査に関すること。
- (6) 上下水道工事の設計及び工事監理に係る技術向上の施策の企画調整に関すること。

建設部

工務課

- (1) 部庶務事務に関すること。
- (2) 工事関係事務に関すること。
- (3) 水道基幹施設等の新設、増設及び改造工事の設計に関すること。
- (4) 下水道事業に係る管渠(きょ)及び附属施設等(以下「下水管等」という。)の拡張工事及び改良工事(大規模工事に係るものに限る。)の設計及び検査に関すること。ただし、前条第2号に規定するものを除く。
- (5) 下水道事業に係る水処理センター、ポンプ所及び汚泥処理場(以下「水処理センター等」という。)の土木構造物等の新設、増設及び改造工事の設計及び検査に関すること。ただし、前条第2号に規定するものを除く。
- (6) 部内他課公所の主管に属しないこと。

施設課

- (1) 水道事業及び下水道事業用建築物の新築、増築及び改築工事の調査、設計、施行及び検査に関すること。ただし、第25条第2号に規定するものを除く。
- (2) 電気設備及び機械設備(研修用設備に係るものを除く。以下同じ。)の新設、増設及び改造工事(設備系改良、補修及び修繕工事(以下「設備系改良等工事」という。)を除く。)の調査、設計及び検査に関すること。ただし、第25条第2号に規定するものを除く。
- (3) 電気設備及び機械設備の新設、増設及び改造工事(浄水施設における浄水機能、配水施設における配水機能、処理施設における下水若しくは汚泥の処理機能

又はポンプ施設における排水機能の全面的な停止（以下「機能の全面停止」という。）を伴うものに限る。）の施行に関する事。

管路部

配水課

- (1) 部庶務事務に関する事。
- (2) 工事関係事務に関する事。
- (3) 工事費の精算に関する事。
- (4) 配水管及び道路取付管（以下「配水管等」という。）の調査、研究及び計画に関する事。
- (5) 配水ブロックの整備に関する事。
- (6) 配水管等の地震対策及びストックマネジメントに関する事。
- (7) 配水管等の管理の総括に関する事。
- (8) 配水管等の維持工事及び維持作業の実施計画の策定及び設計に関する事。
- (9) 管路センター（下水部門を除く。）の体制及び管路業務の効率化に係る企画調整に関する事。
- (10) 名古屋市上下水道局配水管施工士に関する事。
- (11) 部内他課公所の主管に属しない事。

保全課

- (1) 下水管及び下水道取付管の管理の総括に関する事。
- (2) 下水管及び下水道取付管の調査及び改築の実施計画（ストックマネジメントに係るものを含む。）に関する事。
- (3) 下水管及び下水道取付管の維持工事及び維持作業の実施計画の策定に関する事。
- (4) 下水管及び下水道取付管の維持工事（局長が別に定めるものを除く。）に係る設計及び検査に関する事。ただし、第25条第2号に規定するものを除く。
- (5) 管路センター（下水部門に限る。）の体制及び管路業務の効率化に係る企画調整に関する事。

管路工事調整課

- (1) 管路工事の施工管理に係る総合調整に関する事。
- (2) 管路工事が起因となった事故対応の総括及び調整に関する事。
- (3) 管路工事の事故防止及び施工管理の改善に係る他部及び部内他課公所との連絡調整に関する事。
- (4) 管路工事の施工管理に係る研修及び事故防止に係る講習会に関する事。
- (5) 水道工事及び下水道工事の道路占有調整に関する事。
- (6) 水道工事及び下水道工事の道路占有に関連する事項の連絡調整に関する事。
- (7) 建設発生土の有効利用に関する関係部局との協議及びそれに伴う局内調整に関する事。
- (8) リニア関連工事に関する局内及び関係部局との調整に関する事。

配水設計課

- (1) 配水管等の新設、改良、維持及び復旧工事の設計に関する事。
- (2) 送水管布設工事の設計（水道建設工事に係るものを除く。）に関する事。
- (3) 設計業務の効率化推進における企画調整に関する事。
- (4) 管路センター（下水部門を除く。）の施工管理に係る企画調整に関する事。

- (5) 配水管受託工事の設計に関する事。ただし、第21条第9号に規定するものを除く。
- (6) 単価契約方式によって契約が締結される配水管移設等工事及び道路掘削跡復旧工事の設計に関する事。

下水設計課

- (1) 下水管及び下水道取付管の拡張工事及び改良工事（大規模工事に係るものを除く。）、維持工事（局長が別に定めるものに限る。）並びに受託工事等の設計に関する事。
- (2) 下水道取付管工事（局長が別に定めるものに限る。）の設計に関する事。
- (3) 下水管の工事及び下水道取付管工事（局長が別に定めるものに限る。）の検査に関する事。ただし、第25条第2号に規定するものを除く。

施設部

施設管理課

- (1) 部庶務事務に関する事。
- (2) 工事関係事務に関する事。
- (3) 工業用水の供給契約に関する事。
- (4) 工業用水道使用量の計量及び認定並びに料金等の調定及び収計に関する事。
- (5) 補助事業（工業用水道事業に係るものに限る。）の申請、報告及び精算に関する事。
- (6) 水処理センター等の管理の総括及び連絡調整に関する事。
- (7) 水処理センター等の水質管理に係る総合的な企画調整及び下水道事業における水質に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (8) 水処理センター等の環境対策に関する事。
- (9) 汚泥輸送管の維持管理に関する事。
- (10) 下水汚泥等の処分に関する事。
- (11) 鳴海改良土センターの運営（局長が別に定めるものを除く。）及び宝神リサイクルセンターの運営に関する事。
- (12) 部内他課公所の主管に属しない事。

浄水管理課

- (1) 浄水場の管理の総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 浄水場の水質管理に係る総合的な企画調整及び水道事業等における水質に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (3) 浄水場の環境対策に関する事。
- (4) 浄水の技術的調査に関する事。
- (5) 取水及び浄水に係る統計資料の作成に関する事。
- (6) 浄水汚泥等の処分に関する事。
- (7) 工業用水道の調査及び企画に関する事。
- (8) 工業用水道の拡張、改造及び復旧工事の実施に関する技術上の調整に関する事。

水質管理課

- (1) 局事業における水質管理及び水質試験に関する事。
- (2) 局事業における水質管理に係る総合的な企画及び連絡調整の総括に関する事。
- (3) 局事業における水質情報の管理に関する事。
- (4) 局事業における水質試験の精度の管理に関する事。
- (5) 工場排水その他の悪質下水の排除の規制及び当該

規制に関する届出の受理に関すること。

- (6) 特定施設及び除害施設の設置等の指導監督に関すること。
- (7) 汚水の濃度の算定及びこれに伴う使用料の増徴額の算出に関すること。
- (8) 局事業における水質の向上及び下水汚泥の処理の改善に関する調査、研究及び技術的指導に関すること。

施設整備課

- (1) 浄水場及び水処理センター等の施設等（施設又は設備をいう。以下同じ。）の整備の総括に関すること（当該施設等の改良補修計画の策定を含む。）。
- (2) 浄水場及び水処理センター等の施設等の改修工事（設備系改良等工事（小規模な設備系改良等工事を除く。）に限る。）及び維持工事（小規模な維持工事を除く。）の検査に関すること。ただし、第25条第2号に規定するものを除く。
- (3) 浄水場及び水処理センター等の施設等の改修工事（施設系改良等工事に限る。）の調査、設計及び施行に関すること。
- (4) 浄水場及び水処理センター等における土木構造物及び建築物の保全（ストックマネジメントに係るものを含む。）の総括に関すること。
- (5) 汚泥輸送管の改良等工事の設計及び検査に関すること。ただし、第25条第2号に規定するものを除く。
- (6) 浄水場及び水処理センター等の新設、増設、改修及び維持工事の施工管理に係る手引き、研修等に関すること。
- (7) 浄水場及び水処理センター等の建築物の改修工事（設備系改良等工事に限る。）並びに電気設備及び機械設備の改修工事（設備系改良等工事（小規模な設備系改良等工事を除く。）に限る。）の調査、設計及び施行に関すること。
- (8) 浄水場及び水処理センター等における電気設備及び機械設備の保全（ストックマネジメントに係るものを含む。）の総括及び支援に関すること。
- (9) 伝馬町水処理センター、熱田水処理センター及び熱田ポンプ所（以下「伝馬町水処理センター等」という。）の下水の排除及び処理並びに下水汚泥等の処理に関すること。
- (10) 伝馬町水処理センター等の施設等の改修工事（小規模な設備系改良等工事に限る。第12号において同じ。）及び維持工事の設計に関すること。
- (11) 伝馬町水処理センター等の施設等の新設、増設及び改修工事（設備系改良等工事並びに機能の全面停止を伴わない電気設備及び機械設備の新設、増設及び改修工事に限る。）並びに維持工事の施行に関すること。
- (12) 伝馬町水処理センター等の施設等の改修工事及び維持工事（小規模な維持工事に限る。）の検査に関すること。

交通局

営業本部

総務部

総務課

- (1) 市会に関すること。
- (2) 秘書に関すること。
- (3) 渉外事項の処理に関すること。
- (4) 外客の案内接遇に関すること。
- (5) 職務乗車券の発行に関すること。
- (6) 乗用自動車の管理に関すること。
- (7) 防災及び危機管理の総括に関すること。
- (8) 諸規程類の制定、改廃、解釈及び例規の編さんに関すること。
- (9) 業務の改善及び能率増進に関すること。
- (10) 行政評価に係る企画及び総括に関すること。
- (11) 事務事業の監査に関すること。
- (12) 市会議案に関すること。
- (13) 契約書案その他の法規文書の審査に関すること。
- (14) 訴訟、調停等に関すること。
- (15) 公印の管守に関すること。
- (16) 文書の受発、集配、保存及び管理に関すること。
- (17) 情報公開の総括に関すること。
- (18) 組織及び事務分掌に関すること。
- (19) 部の収支予算の整理に関すること。
- (20) 部内の連絡調整に関すること。
- (21) 部の庶務に関すること。
- (22) 他部課室に属しないこと。

広報広聴課

- (1) 広報事務の総括に関すること。
- (2) 局事業の紹介に関すること。
- (3) 図書刊行物及び電子媒体による広報に関すること。
- (4) 報道機関との連絡その他広報に関すること。
- (5) お客さまのご意見の調査及び総合調整に関すること。
- (6) テレホンセンターの管理運営に関すること。
- (7) その他広聴に関すること。

人事課

- (1) 職員の進退、賞罰、その他身分取扱い並びに表彰に関すること。
- (2) 職員の出張命令に関すること。
- (3) 職務乗車証及び身分証の発行に関すること。
- (4) 人事統計資料の整備に関すること。
- (5) 職員の定数管理に関すること。
- (6) 現業職員の募集に関すること。
- (7) その他人事に関すること。

労務課

- (1) 給与計算事務に関すること。
- (2) 給与統計資料の整備に関すること。
- (3) 名古屋市職員共済組合の事務の連絡に関すること。
- (4) 社会保険に関すること。
- (5) 交通局職員互助会に関すること。
- (6) 職員の福利、厚生に関すること。
- (7) 労働組合に関すること。
- (8) 職員の労働条件に関すること。
- (9) 労働事情の調査に関すること。
- (10) 労働統計の総括に関すること。
- (11) 事業の経営の基本計画に基づく業務の見直しに関すること。

- (12) その他職員の労務管理の連絡調整に関する事。
- (13) 職員及び施設の安全管理に関する事。
- (14) 職員の保健衛生に関する事。
- (15) 職員の公傷病に関する事。

安全監理部

安全監理課

- (1) 職員の倫理の保持に係る企画、指導及び連絡調整に関する事。
- (2) 職員の公正な職務の執行の確保の総括に関する事。
- (3) 事務及びサービスの監察に関する事。
- (4) その他コンプライアンスの推進に関する事。
- (5) 輸送の安全の確保に係る企画、指導、連絡調整、監査計画の策定、監査の実施、調査及び研究に関する事。
- (6) 部の収支予算の整理に関する事。
- (7) 部内の連絡調整に関する事。
- (8) 部の庶務に関する事。
- (9) 部内他課に属しない事。

人材育成課

- (1) 職員の教養、資質向上及び能力開発に関する事。
- (2) 職員の研修に関する事。
- (3) 研修所の管理運営に関する事。
- (4) 電車現業職員及び自動車現業職員の再教育及び追指導に関する事。
- (5) 電車現業職員及び自動車現業職員の養成に関する事。
- (6) 技術職員（電車現業職員及び自動車現業職員を除く。）の技術習得に関する事。
- (7) 前号に定める職員の安全管理教育に関する事。

企画財務部

経営企画課

- (1) 事業の経営の基本計画に関する事。
- (2) 重要な事業計画の総合調整に関する事。
- (3) 運賃、料金に関する事。
- (4) 業務の進行管理に関する事。
- (5) 交通網整備に関する各種協議機関との連絡に関する事。
- (6) 出資団体その他関係団体に関する事。
- (7) その他重要事項の企画及び総合調整に関する事。
- (8) 事業経営の資料収集、統計、調査及び分析に関する事。
- (9) 事業経営の改善に係る総合調整に関する事。
- (10) 都市交通の調査及び研究に関する事。
- (11) 部の収支予算の整理に関する事。
- (12) 部内の連絡調整に関する事。
- (13) 部の庶務に関する事。
- (14) 部内他課に属しない事。

デジタル推進課

- (1) 事務の電算化の企画、指導及び連絡調整に関する事。
- (2) 電算処理システムの開発及び運用に関する事。
- (3) DXの推進に関する事。
- (4) 電子情報の保護及び管理の総括に関する事。

財務課

- (1) 予算の見積書及び附属書類の作成に関する事。
- (2) 予算の配当及び執行の審査に関する事。

- (3) 企業債に関する事。
- (4) 財政計画に関する事。
- (5) 資金計画及び資金調達に関する事。
- (6) 事業用資産の保険契約に関する事。
- (7) 固定資産台帳の管理に関する事。
- (8) 原価計算及び経営分析に関する事。
- (9) その他財務に関する事。

会計課

- (1) 現金、預金、有価証券及び担保証券の出納に関する事。
- (2) 資金の運用に関する事。
- (3) 出納取扱金融機関に関する事。
- (4) 支払準備金の総括に関する事。
- (5) 収支承認書の審査に関する事。
- (6) 金銭収支証拠書類の整理に関する事。
- (7) 委託された各種団体の会計に関する事。
- (8) 物件の買入れ等の契約に関する事。
- (9) 工事その他の請負の契約に関する事。
- (10) 物件の借入れの契約及びその他の契約に関する事。
- (11) 競争入札参加者の資格審査に関する事。
- (12) 物資の需給、管理の総合調整に関する事。
- (13) 契約の検査事務の総括及び収支手続に関する事。
- (14) 契約に伴う保証金及び違約金の収支手続に関する事。
- (15) その他会計に関する事。

技術管理課

- (1) 工事の検査（他部課室の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 工事の設計及び積算基準の総括に関する事。
- (3) 工事に係る技術的事項の総括管理及び指導に関する事。
- (4) 工事に係る技術的事項の調査及び研究に関する事。
- (5) 工事に係る技術的事項の情報化及び電子化に関する事。
- (6) 建設コストの管理及び縮減に関する事。
- (7) 建設副産物の対策に関する事。

営業統括部

乗客誘致推進課

- (1) 利用促進施策の企画及び総括に関する事。
- (2) 利用者増加戦略に関する事。
- (3) 利用促進のための刊行物に関する事。
- (4) 乗車券の販売促進に関する事。
- (5) マーケティングに関する事。
- (6) タイアップ企画乗車券等に関する事。
- (7) イベント及びキャンペーンの企画及び実施に関する事。
- (8) 企画商品等に関する事。
- (9) 市営交通資料センター及び市電・地下鉄保存館の管理運営に関する事。
- (10) その他乗客誘致に関する事。
- (11) 部の収支予算の整理に関する事。
- (12) 部内の連絡調整に関する事。
- (13) 部の庶務に関する事。
- (14) 部内他課に属しない事。

営業課

- (1) 乗車券の発行事務の総括に関する事。
- (2) 乗車券の委託発行に関する事。
- (3) 利用案内のための刊行物に関する事。
- (4) 遺留品の取扱いに関する事。
- (5) 乗車料収入の審査及び調定に関する事。
- (6) 乗車人員及び乗車料収入データの収集及び管理に関する事。
- (7) ICカードシステムに関する事。
- (8) マナカ電子マネー事業及びこれに関連する事項に関する事。
- (9) 乗車券機器等の開発及び維持管理に関する事。

資産活用課

- (1) 局資産の総括に関する事。
- (2) 局資産の有効活用の企画及び実施に関する事。
- (3) 建物の維持管理（他部課室の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (4) 土地の処分等の企画に関する事。
- (5) 附帯事業（他部課室の主管に属するものを除く。）の企画及び実施に関する事。
- (6) 土地建物の取得（地上権の設定を含む。）及び借入れに関する事。
- (7) 土地建物の取得に伴う損失補償に関する事。
- (8) 土地建物の管理（他部課室の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (9) 土地建物の貸付け及び使用許可（他部課室の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (10) 土地建物の処分（地上権の設定を含む。）に関する事。
- (11) 有料広告事業の企画及び実施に関する事。
- (12) 有料広告物の掲出審査に関する事。
- (13) 広告料金に関する事。
- (14) その他広告の取扱いに関する事。

電車部

運輸課

- (1) 部の経営計画の立案及び調整に関する事。
- (2) 部の現業部門の人事調整及び服務に関する事。
- (3) 部の現業部門の事務の総括に関する事。
- (4) その他部の現業部門に関する事（部内他課室の主管に属するものを除く。）。
- (5) 他の鉄道機関との運輸調整の総括に関する事。
- (6) 乗客の誘致及び宣伝に関する事。
- (7) 部の収支予算の整理に関する事。
- (8) 部内の連絡調整に関する事。
- (9) 部の庶務に関する事。
- (10) 部内他課室に属しない事。

駅務課

- (1) 駅業務の計画に関する事。
- (2) 駅の案内表示に関する事。
- (3) 料金及び乗車券機器等の使用方法の案内表示に関する事。
- (4) 駅務現業職員の業務指導に関する事。
- (5) 乗客の接遇に関する事。
- (6) 高速電車の営業事故の調査及び防止対策に関する事。
- (7) 高速電車の運輸統計に関する事。
- (8) 駅務区の事務の連絡調整に関する事。
- (9) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備計画及び維持管理に関する事。

- (10) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備に係る連絡調整に関する事。

電車運転課

- (1) 高速電車の運行計画に関する事。
- (2) 高速電車の運転保安施設の計画に関する事。
- (3) 高速電車の運転及び営業事故の審査及び損害賠償に関する事。
- (4) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。
- (5) 高速電車の運転取扱いに関する事。
- (6) 高速電車の運転業務計画に関する事。
- (7) 高速電車の臨時運行に関する事。
- (8) 運転現業職員の業務指導に関する事。
- (9) 高速電車の運転事故の調査及び防止対策に関する事。
- (10) 乗客の案内及び接遇に関する事。
- (11) 運転区の事務の連絡調整に関する事。

運転指令室

- (1) 高速電車の運転指令に関する事。
- (2) 列車の集中制御に関する事。
- (3) 高速電車の運行状況等の情報提供に関する事。
- (4) その他高速電車の運転整理に関する事。

自動車部

管理課

- (1) 部の経営計画の立案及び調整に関する事。
- (2) 部の現業部門の人事調整及び服務に関する事。
- (3) 部の現業部門の事務の総括に関する事。
- (4) その他部の現業部門に関する事（部内他課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 精算業務に関する事。
- (6) 乗車券の取扱いに関する事。
- (7) 貸切料金の設定、届出等に関する事。
- (8) 部の収支予算の整理に関する事。
- (9) 部内の連絡調整に関する事。
- (10) 部の庶務に関する事。
- (11) 部内他課に属しない事。

路線計画課

- (1) 自動車路線の新設、変更及び廃止に関する事。
- (2) 自動車の運輸統計に関する事。
- (3) 自動車路線のダイヤの設定に関する事。
- (4) 自動車の運行状況の資料収集に関する事。

自動車施設課

- (1) 自動車事業施設の整備計画、建設改良及び維持管理に関する事。
- (2) 自動車停留所標識の整備に関する事。
- (3) 自動車事業用地（自動車事業に併用している高速鉄道事業用地を含む。）の整備及び舗装に関する事。
- (4) 自動車事業施設の整備による道路の改修及び復旧に関する事。
- (5) 広告付き上屋に関する事。

自動車運転課

- (1) 乗客案内及び乗客の接遇に関する事。
- (2) 乗客の誘致及び宣伝に関する事。
- (3) 自動車の運転、配車及び保安に関する事。
- (4) 自動車乗務員の業務及び安全運転に係る指導に

- すること。
- (5) 自動車の臨時運行に関する事。
- (6) 貸切自動車の運転及び配車並びに特殊取扱いに関する事。
- (7) 自動車の走行環境の改善の要望、調整及び対策に関する事。
- (8) 違法駐停車等の対策に関する事。
- (9) 自動車停留所標識の保守管理に関する事。
- (10) バス運行総合情報システムに関する事。
- (11) 自動車の運転事故の調査、審査及び損害賠償等に関する事。
- (12) 自動車の運転事故の統計及び防止対策に関する事。

自動車車両課

- (1) 自動車車両の新造及び改造計画に関する事。
- (2) 自動車車両の整備業務の企画調整に関する事。
- (3) 自動車車両の整備用資材の需給計画及び運用に関する事。
- (4) 自動車車両の車庫施設及び設備の新設、改造計画並びに維持管理計画に関する事。
- (5) 自動車の車両台帳に関する事。
- (6) 自動車損害賠償保障法による責任保険契約の締結に関する事。
- (7) 各種統計に関する事。
- (8) 自動車車両の保守業務の連絡調整に関する事。
- (9) 自動車車両の整備の実施計画に関する事。
- (10) 自動車車両の整備作業標準の決定に関する事。
- (11) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。
- (12) その他自動車車庫に関する事。

技術本部

施設部

施設計画課

- (1) 部の経営計画の立案及び調整に関する事。
- (2) 部の現業部門の人事調整及び服務に関する事。
- (3) 事業の基本計画に基づく高速度鉄道建設路線の総合計画及び総合調整に関する事。
- (4) 高速度鉄道に関する都市計画に必要な調査及び届出等に関する事。
- (5) 高速度鉄道建設に必要な調査及び資料の収集に関する事。
- (6) 高速度鉄道構築物と建築施設との接続に係る総合調整に関する事。
- (7) 鉄道事業法に基づく認定鉄道事業者制度に係る連絡調整に関する事。
- (8) 鉄道土木設計管理に関する事。
- (9) 駅のエレベーターの整備計画及び設置に係る土木工事施行に関する事。
- (10) 高速度鉄道構築物及び関連施設の土木工事施行に伴う損失補償に関する事。
- (11) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅施設整備に係る総合計画及び総合調整に関する事。
- (12) 躯体変更を伴う高速度鉄道構築物及び関連施設の改良計画及び施行に関する事。
- (13) 高速度鉄道構築物の耐震補強工事計画及び施行並びに施行に伴う渉外に関する事。
- (14) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。
- (15) 部の収支予算の整理に関する事。
- (16) 部内の連絡調整に関する事。

- (17) 部の庶務に関する事。
- (18) 部内他課に属しない事。

工務課

- (1) 軌道用資材の需給計画に関する事。
- (2) 軌道の保線業務の計画に関する事。
- (3) 高速度鉄道構築物及び関連施設の維持管理（躯体変更を伴わない改良を含む。）に関する事。
- (4) 高速度鉄道構築物に接続又は接近する工事の審査に関する事。
- (5) 軌道の建設、改良計画及び施行に関する事。
- (6) 鉄道台帳に関する事。
- (7) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。
- (8) 軌道事務所の事務の連絡調整に関する事。

営繕課

- (1) 事業用施設（高速度鉄道事業に係るものを除く。）及び関連施設の建設、改良計画（他部課室の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (2) 高速度鉄道事業の建築施設及び関連施設の改良計画（他部課室の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (3) 建築施設及び関連施設の保守業務の総合調整に関する事。
- (4) 営繕用資材の需給計画に関する事。
- (5) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。
- (6) 施設事務所の事務の連絡調整に関する事。

設備課

- (1) 事業用施設（高速度鉄道事業に係るものを除く。）及び関連施設の付帯設備の建設、改良計画（他部課室の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (2) 高速度鉄道事業の建築施設及び関連施設の付帯設備の改良計画（他部課室の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (3) 建築施設及び関連施設の付帯設備の保守業務の総合調整に関する事。
- (4) 施設の付帯設備の営繕用資材の需給計画に関する事。
- (5) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。

車両電気部

電車車両課

- (1) 部の経営計画の立案及び調整に関する事。
- (2) 部の現業部門の人事調整及び服務に関する事。
- (3) 高速電車車両の新造、改造計画に関する事。
- (4) 高速電車車両の保守業務の企画調整に関する事。
- (5) 高速電車車両の整備用資材の需給計画及び運用に関する事。
- (6) 高速電車の工場、車庫施設及び設備の新設、改造計画に関する事。
- (7) 高速電車車両の整備及び検修設備の維持管理計画に関する事。
- (8) 鉄道車両設計管理に関する事。
- (9) 高速電車の車両台帳に関する事。
- (10) 上飯田線に使用する電車車両の検査、修理及び保守、管理に関する事。
- (11) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。

- (12) 藤が丘工場、名港工場及び日進工場の事務の連絡調整に関する事。
- (13) 部の収支予算の整理に関する事。
- (14) 部内の連絡調整に関する事。
- (15) 部の庶務に関する事。
- (16) 部内他課に属しない事。

電気課

- (1) 高速度鉄道事業に係る電線路及び電気設備（以下「電路設備」という。）、信号設備、通信設備並びに変電所の建設、改良計画及び施行に関する事。
- (2) 自動車運送事業に係る電路設備及び通信設備の建設、改良計画及び施行に関する事。
- (3) 高速度鉄道事業に係る電路設備、信号設備、通信設備及び変電所の総合計画に関する事。
- (4) 電気用資材の需給計画に関する事。
- (5) 電力の需要計画に関する事。
- (6) 鉄道電気設計管理に関する事。
- (7) 関係法規による申請、報告及び届出等に関する事。
- (8) 電気事務所の事務の連絡調整に関する事。

消防局

総務部

総務課

- (1) 局内重要事項の総合調整に関する事。
- (2) 庶務に関する事。
- (3) 公印の管守に関する事。
- (4) 文書の收受及び発送並びに行政文書の保存に関する事。
- (5) 組織及び制度に関する事。
- (6) 消防関係諸規程の制定手続及び公告式に関する事。
- (7) 予算及び経理に関する事。
- (8) 消防広報の総括に関する事。
- (9) 広域応援に係る調査研究に関する事。
- (10) 他部課隊学校の主管に属しない事。

職員課

- (1) 職員の進退、配置、服務その他身分に関する事。
- (2) 人材育成に係る調査研究に関する事。
- (3) 職員の給与及び労務の調整管理に関する事。
- (4) 消防職員委員会に関する事。
- (5) 職員の安全管理及び衛生管理に関する事。
- (6) 職員の教養の総括に関する事。
- (7) 職員の福利厚生に関する事。

施設課

- (1) 所管財産の管理に関する事。
- (2) 消防装備基本計画に関する事。
- (3) 消防機械器具の整備保全に関する事。
- (4) 消防機械器具の取扱技術の指導に関する事。
- (5) 消防機械器具の研究改善及び設計製作に関する事。
- (6) 消防機械器具の燃料に関する事。
- (7) 職員の被服に関する事。

消防団課

- (1) 消防団の統制及び運用に関する事。
- (2) 消防団員の教養に関する事。
- (3) 名古屋市消防団連合会との連絡調整に関する事。
- (4) 消防団施設の管理に関する事。
- (5) 消防団機械器具の整備保全に関する事。
- (6) 消防団機械器具の取扱技術の指導に関する事。
- (7) 消防団機械器具の研究改善及び設計製作に関する事。
- (8) 消防団員の被服に関する事。

予防部

予防課

- (1) 防火対策その他の火災予防の企画及び調整に関する事。
- (2) 自主防火管理体制及び自主防災管理体制の確立に関する事。
- (3) 火災予防査察その他の防火指導に関する事。
- (4) 火災予防の法令違反の処理に関する事。
- (5) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の維持管理の指導に関する事。
- (6) 火災の調査に関する事。
- (7) 鑑識に関する事。
- (8) 災害の記録、統計及び分析に関する事。
- (9) 火災予防の広報に関する事。
- (10) 部内他課の主管に属しない事。

規制課

- (1) 建築確認及び許可の同意に関する事。
- (2) 建築物等の防災指導に関する事。
- (3) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置の指導に関する事。
- (4) 危険物等の規制及び指導に関する事。
- (5) 危険物施設等の防災対策の推進に関する事。
- (6) 石油コンビナート等災害防止法の施行（緑地等の設置を除く。）に関する事。
- (7) 火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の防災指導に関する事。
- (8) 火薬類の規制及び指導に関する事。
- (9) 高圧ガスの規制及び指導に関する事。
- (10) 液化石油ガスの規制及び指導に関する事。

消防部

消防課

- (1) 警防対策の企画及び調整に関する事。
- (2) 警防技術の指導に関する事。
- (3) 消防部隊の出動及び運用の計画に関する事。
- (4) 消防水利に関する事。
- (5) 消防部隊と消防団との連携に関する事。
- (6) 地域の防災指導その他防災対策に関する事（防災危機管理局の主管に属するものを除く。）。
- (7) 災害に係る自助の促進の企画及び調整に関する事。
- (8) 防災安心まちづくり運動、自主防災組織その他の地域の自主防災に関する事。
- (9) 市民生活の安全確保に関する事。
- (10) 高齢者その他の要配慮者の防災指導に関する事。
- (11) 部内他課の主管に属しない事。

指令課

- (1) 消防防災に係る情報システム（防災危機管理局の主管に属するものを除く。）の企画、開発及び調整並びに運営に関する事。
- (2) 消防通信施設の整備及び保守管理に関する事。
- (3) 災害対応に係る初動対応に関する事。
- (4) 災害応急対策に係る指示の伝達に関する事。
- (5) 消防部隊の出動計画に基づく出動命令に関する事。
- (6) 出動消防部隊に関する情報収集及び指示の伝達に関する事。
- (7) 消防通信に関する事。
- (8) 災害情報に関する事。
- (9) 防災指令センターの運営に関する事。

救急部

救急課

- (1) 救急業務の企画及び調整に関する事。
- (2) 救急隊の運用基準に関する事。
- (3) 救急救命士に関する事（救急救命研修所の主管に属するものを除く。）。
- (4) 救急技術の指導に関する事。
- (5) 医療機関その他救急関係機関との連絡に関する事。
- (6) 部内他所の主管に属しない事。

救急救命研修所

- (1) 救急救命士の教育に係る企画及び調整に関する事。

- (2) 救急救命士の養成に関する事。
- (3) 救急救命士の研修に関する事。
- (4) 応急手当の普及啓発に関する事。

本部機動部隊

- (1) 警防業務の実施に関する事。
- (2) 警防技術の研究及び訓練に関する事。
- (3) 災害防御の特殊技術の研究及び訓練に関する事。

消防航空隊

- (1) 航空機の運用に関する事。
- (2) 航空機の運航による消防業務に関する事。
- (3) 航空消防に関する特殊技術及び装備の研究に関する事。

消防学校

教務課

- (1) 職員及び消防団員の教育訓練に関する事。
- (2) 職員の研修の指導に関する事。
- (3) 防災技術訓練センター等の管理に関する事。
- (4) 消防音楽隊による防火思想の普及高揚に関する事。
- (5) 防災教育に関する事。
- (6) 教務等に係る愛知県消防学校との調整に関する事。

区役所

区政部

総務課

- (1) 公印（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印、社会福祉事務所長印、障害福祉事務専用区長印並びに公害対策事務専用市長印を除く。）の管守に関する事。
- (2) 職員の進退、服務、賞罰、給与その他身分に関する事。
- (3) 文書に関する事（保健福祉センター（福祉部を除く。）に係るものを除く。）。
- (4) 庁舎（保健センターに係るものを除く。）の管理及び取締りに関する事。
- (5) 区役所支所（以下「支所」という。）に関する事。
- (6) 道路運送車両法による自動車の臨時運行の許可に関する事。
- (7) 住居表示に関する事。
- (8) 市営住宅入居申込みの相談に関する事。
- (9) 災害対策及び災害救助の連絡に関する事。
- (10) 地域の防災対策の推進に係る企画並びに区内各種機関及び団体との調整に関する事。
- (11) 防災行政用無線に関する事。
- (12) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事。
- (13) 区内各種機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (14) 通達員に関する事。
- (15) 現金及び有価証券並びに物品の出納保管並びに記録管理に関する事。
- (16) 支出負担行為の事前合議に関する事。
- (17) 支出命令の審査に関する事。
- (18) 還付命令の審査に関する事。
- (19) 指定金融機関の派出所に関する事。
- (20) 決算に係る出納の整理に関する事。
- (21) 会計事務の連絡調整に関する事。
- (22) 統計に関する事。
- (23) 選挙管理委員会に関する事。
- (24) 選挙に関する学校施設の使用及び公営の実施に関する事。
- (25) 農業委員会に関する事。
- (26) 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関する事。
- (27) 墓地、埋葬等に関する法律による引取者のない死体の埋葬又は火葬に関する事。
- (28) 保健福祉センター及び他課の主管に属しないこと。

企画経理課

- (1) 区政運営の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 区民会議及び区政推進会議に関する事。
- (3) 予算の執行に関する事。
- (4) 物品の購入、委託等の総合調整に関する事。
- (5) 区所管財産の管理の調整に関する事。
- (6) 寄附金の募集及び受納に関する事。
- (7) 地域住民等と連携した主として区の特性に応じた

まちづくりに係る企画及び調整に関する事（中村区に限る。）。

- (8) 広報に関する事（中村区に限る。）。
- (9) 区長の指定する区政運営に係る特命事項の処理に関する事。

地域力推進課

- (1) 地域住民等と連携した地域の活力の向上に資する取組みの推進に関する事（中村区にあっては、企画経理課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域活動の振興並びに地域活動に係る地域組織の援助及び育成に関する事。
- (3) 安心・安全で快適なまちづくりに関する事。
- (4) 人権尊重のまちづくりに関する事。
- (5) 広報、広聴及び市民相談に関する事（中村区にあっては、広報に関するものを除く。）。
- (6) 空家等対策の推進に係る情報の収集及び連絡調整に関する事。
- (7) 空家等対策の推進に関する特別措置法による助言及び指導に関する事。
- (8) 住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る区対策会議の運営に関する事。
- (9) 犯罪被害者等の支援に係る情報の提供等及び連絡調整に関する事。
- (10) 市政情報の提供に関する事。
- (11) 地縁による団体の認可並びに印鑑の登録及び証明等に関する事。
- (12) 自衛官の募集に関する事。
- (13) 社会教育に関する事。
- (14) 市民文化及び体育の向上に関する事。
- (15) 青少年の保護育成の推進に関する事。
- (16) 社会教育関係諸団体及び文化体育団体に関する事。
- (17) コミュニティセンター等に関する事。
- (18) 生涯学習センターに関する事。

市民課

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印並びに出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印の管守に関する事。
- (2) 戸籍に関する事（支所を置く区役所においては、当該市民課に届出又は申請のあった支所の所管区域内に本籍を有する者に係る戸籍に関する事を含む。）。
- (3) 住民基本台帳に関する事（支所を置く区役所においては、当該市民課に届出又は申請のあった支所の所管区域内に住所を有する者に係る住民基本台帳に関する事（住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関するものを除く。）を含む。）。
- (4) 個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関する事（支所を置く区役所においては、当該市民課に届出又は申請のあった支所の所管区域内に住所を有する者に係る個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関する事を含む。）。
- (5) 電子証明書に関する事（支所を置く区役所においては、当該市民課に届出又は申請のあった支所の所

- 管区域内に住所を有する者に係る電子証明書に関することを含む。)
- (6) 印鑑の登録及び証明に関すること（支所を置く区役所にあつては、当該市民課に届出又は申請のあった支所の所管区域内に住所を有する者に係る印鑑の登録及び証明に関することを含む。）。
 - (7) 死体（胎）埋火葬許可及び死産届に関すること。
 - (8) 身分に関すること（支所を置く区役所にあつては、当該市民課に通知又は申請のあった支所の所管区域内に本籍を有する者に係る身分に関することを含む。）。
 - (9) 中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出に関すること（支所を置く区役所にあつては、当該市民課に届出のあった支所の所管区域内に住居地を有する者に係る住居地の届出に関することを含む。）。
 - (10) 特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関すること（支所を置く区役所にあつては、当該市民課に申請のあった支所の所管区域内に居住地を有する者に係る特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関することを含む。）。
 - (11) 児童及び生徒の就学に関すること。
 - (12) 郵送請求に係る証明書交付センターに関すること（熱田区に限る。）。
 - (13) 栄サービスセンターに関すること（中区に限る。）。

保健福祉センター
福祉部

民生子ども課

- (1) 社会福祉事務所長印の管守に関すること。
- (2) 統計及び諸報告に関すること。
- (3) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (4) 災害援護資金の貸付及び償還に関すること。
- (5) 児童及びひとり親家庭等の福祉に関すること（福祉課及び保険年金課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関すること。
- (7) 子ども・子育て支援法による利用者負担額等の決定に関すること。
- (8) 特定保育所における保育を行うことに係る利用者負担額等の決定及び徴収に関すること。
- (9) 児童福祉法による助産施設及び母子生活支援施設への入所の承諾又は解除に関すること。
- (10) 児童福祉法による保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用についての調整等に関すること。
- (11) 子ども家庭相談及び児童虐待防止に関すること（児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- (12) 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び援助に関すること。
- (13) 地域の子育て支援ネットワークに関すること。
- (14) 児童手当の認定、改定、支給の制限及び支払の差止め並びに届出等の受理（名古屋市職員並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者に係るものを除く。）に関すること。
- (15) 児童扶養手当の認定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。
- (16) 子ども会、留守家庭児童健全育成事業、児童遊園地等に関すること。
- (17) 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付及び償還に関すること。
- (18) ひとり親家庭手当の支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。

- (19) 生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関すること。
- (20) 要保護者の更生指導に関すること。
- (21) 生活保護法の医療券及び介護券の交付に関すること。
- (22) 生活保護法による費用の返還及び徴収に関すること。
- (23) 地域福祉の推進に係る総合的企画及び連絡調整に関すること。
- (24) 地域福祉活動の促進に関すること。
- (25) 区社会福祉協議会に関すること。
- (26) 部内他課の主管に属しないこと。

福祉課

- (1) 障害福祉事務専用区長印の管守に関すること。
- (2) 老人福祉法による措置の開始、変更、停止又は廃止に関すること。
- (3) 敬老事業その他高齢者の福祉（後期高齢者医療の実施に係るものを除く。）に関すること。
- (4) 地域包括ケアの推進に関すること。
- (5) 要介護認定等の申請の相談及び受付に関すること。
- (6) 介護認定審査会の審査部会に関すること。
- (7) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。
- (8) 介護保険被保険者資格及び被保険者証に関すること。
- (9) 介護保険料の賦課徴収（特別徴収の保険料に係る特別徴収義務者への通知及び過誤納金の還付の事務を除く。）に関すること。
- (10) 介護保険の保険給付、第1号事業支給費並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成費（介護保険法により指定する事業者、介護保険施設及び指定特別給付事業者への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。
- (11) 住宅改修支援事業費の支給に関すること。
- (12) その他介護保険実施のための事務（介護保険法により指定する事業者、特定福祉用具の販売及び住宅改修を行う者、介護保険施設並びに指定特別給付事業者に対する報告の命令等並びに保険給付に係る損害賠償の請求を除く。）に関すること。
- (13) 障害者及び障害児の福祉に関すること。
- (14) 難病対策に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定（障害支援区分の認定に係る訪問調査の委託に係るものを除く。）に関すること。
- (16) 障害支援区分認定等審査会の審査部会に関すること。
- (17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。
- (18) その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）に関すること。
- (19) 小児慢性特定疾病医療の実施のための事務に関すること（子ども青少年局の主管に属するものを除く。）

- く。)
- (20) 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定及び障害児入所給付費の入所給付決定に関すること。
 - (21) 児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定発達支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。
 - (22) 特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。
 - (23) 心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関すること。
 - (24) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
 - (25) 引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関すること。

保険年金課

- (1) 国民健康保険被保険者資格及び被保険者証に関すること。
- (2) 国民健康保険の金銭給付及び同保険の給付の資格審査に関すること。
- (3) 国民健康保険料の賦課徴収に関すること。
- (4) その他国民健康保険実施のための事務（保険給付に係る損害賠償の請求、保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者への支払及び柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による施術に係る療養費の支給の事務を除く。）に関すること。
- (5) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金の申請、請求及び諸届出の受付及び審査に関すること。
- (6) その他国民年金実施のための事務に関すること。
- (7) 後期高齢者医療保険料の徴収（特別徴収の保険料に係る特別徴収義務者への通知及び過誤納金の還付の事務を除く。）に関すること。
- (8) 後期高齢者医療に係る申請及び届出の受付並びに被保険者証の引渡し及び返還の受付に関すること。
- (9) その他後期高齢者医療の実施のための事務に関すること。
- (10) 障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費（次号において「障害者医療費等」という。）の助成対象者の資格及び医療証に関すること。
- (11) 障害者医療費等の助成対象者への支払に関すること。

保健管理課

- (1) 保健福祉センター（福祉部を除く。）に係る文書及び公印（公害対策事務専用市長印を除く。）の管守並びに物品等の管理に関すること。
- (2) 保健センターに係る庁舎の管理に関すること。
- (3) 保健環境委員及び区保健環境委員会に関すること。
- (4) 衛生諸団体に関すること。
- (5) 区長の指定する健康危機管理に関すること。
- (6) 区長の指定する医療の安全に関すること。
- (7) 区長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。
- (8) 動物の愛護に関すること。

- (9) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止（悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること（南区を除く。）。
- (10) 特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること（南区を除く。）。
- (11) 公害発生状況の巡回監視に関すること（南区を除く。）。
- (12) 公害の苦情処理等に関すること（南区を除く。）。
- (13) 地域環境審議会の運営に関すること（南区を除く。）。
- (14) 調査請求の処理に関すること（南区を除く。）。
- (15) 地域における環境教育の推進に関すること（南区を除く。）。
- (16) 保健福祉センター（福祉部を除く。）内他課の主管に属しないこと。

環境業務課

- (1) 区長の指定する営業施設の指導に関すること。
- (2) 献血の推進に関すること。
- (3) 区長の指定する住居の衛生に関すること。

健康安全課

- (1) 保健福祉センター（福祉部を除く。）に係る文書及び公印（公害対策事務専用市長印を除く。）の管守並びに物品等の管理に関すること。
- (2) 保健センターに係る庁舎の管理に関すること。
- (3) 保健環境委員及び区保健環境委員会に関すること。
- (4) 衛生諸団体に関すること。
- (5) 区長の指定する健康危機管理に関すること。
- (6) 区長の指定する医療の安全に関すること。
- (7) 区長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。
- (8) 動物の愛護に関すること。
- (9) 区長の指定する営業施設の指導に関すること。
- (10) 献血の推進に関すること。
- (11) 区長の指定する住居の衛生に関すること。
- (12) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止（悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
- (13) 特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
- (14) 公害発生状況の巡回監視に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
- (15) 公害の苦情処理等に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
- (16) 地域環境審議会の運営に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
- (17) 調査請求の処理に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
- (18) 地域における環境教育の推進に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
- (19) 保健福祉センター（福祉部を除く。）内他課の主管に属しないこと。

公害対策課

- (1) 公害対策事務専用市長印の管守に関すること。
- (2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止（悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること。

- (3) 特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること。
- (4) 公害発生状況の巡回監視に関すること。
- (5) 公害の苦情処理等に関すること。
- (6) 地域環境審議会の運営に関すること。
- (7) 調査請求の処理に関すること。
- (8) 地域における環境教育の推進に関すること。

保健予防課

- (1) 母子保健に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (2) 療育等の医療給付に関すること。
- (3) 予防接種（法令に定めるものを除く。）に関すること。
- (4) 公害保健に関すること。
- (5) 成人保健及び健康づくり事業に関すること。
- (6) 地域包括ケアの推進に関すること（福祉課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 介護予防に関すること（福祉課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 助産師及び看護師の業務に関すること。
- (9) 区内保健師、助産師及び看護師関係諸団体に関すること。
- (10) 子育て総合相談窓口に関すること。

農業委員会事務局

農政課

- (1) 委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）並びに総会に関すること。
- (2) 委員会の権限に属する事項のうち委員会の許可に係るもの及び委員会の証明等のうち委員会の審議を要するものの事務に関すること（受付及び交付を除く。）。
- (3) 農地等の利用の最適化の推進に関すること。
- (4) 農地バンクに関すること。
- (5) 国有農地の管理の統括に関すること。
- (6) 遊休農地に関する措置の統括に関すること。
- (7) 農地の賃借料情報の提供等の統括に関すること。
- (8) 農地台帳の整備等の統括に関すること。
- (9) 農業者年金に係る事務に関すること。
- (10) 県及び一般社団法人愛知県農業会議との連絡調整等に関すること。
- (11) 他課の主管に属しないこと。

地区農政課

- (1) 委員会の権限に属する事項のうち委員会への届出等の受理に係るもの及び委員会の証明等のうち台帳等に記載された事実等を証明するものに関すること。
- (2) 委員会の権限に属する事項に係る農業委員及び推進委員による現地確認に関すること。
- (3) 委員会への許可申請等の受付及び許可等に係る文書の交付に関すること。
- (4) 農地等の利用の最適化の推進に関すること。
- (5) 地区協議会に関すること。
- (6) 農地バンクに関すること。
- (7) 国有農地の管理に関すること（統括を除く。）。
- (8) 遊休農地に関する措置に関すること（統括を除く。）。
- (9) 農地の賃借料情報の提供等に関すること（統括を除く。）。
- (10) 農地台帳の整備等に関すること（統括を除く。）。
- (11) 農業者年金の個別推進に関すること。

固定資産評価審査委員会事務局
書記

- (1) 委員会の事務に関する事。

選挙管理委員会事務局

選挙課

- (1) 委員会の会議及び委員に関する事。
- (2) 文書の収受、発送及び管理並びに公印の管守に関する事。
- (3) 事務局職員の人事、給与、福利厚生及び保健衛生に関する事。
- (4) 事務局の予算、決算その他経理に関する事。
- (5) 選挙啓発事業の企画及び実施に関する事。
- (6) 選挙に係る広報及び普及に関する事。
- (7) 選挙啓発に係る調査及び統計に関する事。
- (8) 明るい選挙名古屋市推進協議会に関する事。
- (9) 選挙事務及び選挙以外の投票事務の管理執行及び指導に関する事。
- (10) 直接請求事務に関する事。
- (11) 選挙制度の調査研究及び研修に関する事。
- (12) 選挙及び選挙以外の投票等の記録に関する事。

監査事務局

監査管理課

- (1) 監査委員に関すること。
- (2) 局の人事に関すること。
- (3) 局の予算及び決算並びに会計経理に関すること。
- (4) 文書の收受、発送及び公印の管守に関すること。
- (5) 局内事務の連絡調整に関すること。
- (6) 監査計画及び監査の総括事務に関すること。
- (7) 公営企業会計に係る事務事業の監査に関すること。
- (8) 公営企業会計の決算審査に関すること。
- (9) 例月出納検査（公営企業会計に係るものに限る。）に関すること。
- (10) 実査当日に通知して実施する監査に関すること。
- (11) 特定のテーマを定めて実施する監査に関すること。
- (12) 財政援助団体等監査に関すること。
- (13) 住民監査請求に基づく監査に関すること。
- (14) 外部監査に関すること。
- (15) 内部統制評価報告書審査に関すること。
- (16) 局内他課の主管に属しないこと。

事務監査課

- (1) 一般会計及び特別会計に係る事務事業の監査に関すること。
- (2) 一般会計及び特別会計の決算審査に関すること。
- (3) 基金運用状況審査に関すること。
- (4) 例月出納検査（公営企業会計に係るものを除く。）に関すること。
- (5) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること。

工事監査課

- (1) 各種工事の施行の監査に関すること。

人事委員会事務局

審査課

- (1) 人事委員会の委員及び会議に関すること。
- (2) 事務局の人事、予算決算、文書及び公印に関すること。
- (3) 勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- (4) 不利益処分についての審査請求に関すること。
- (5) 職員からの苦情の申出及び相談に関すること。
- (6) 給与等に関する報告及び勧告に関すること。
- (7) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (8) 厚生福利制度に関すること。
- (9) 給与支払の監理に関すること。
- (10) 職員団体の登録等に関すること。
- (11) 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- (12) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。
- (13) 退職管理に関すること。
- (14) 他課の主管に属しないこと。

任用課

- (1) 任用制度及び人事記録に関すること。
- (2) 競争試験及び選考に関すること。
- (3) 転任試験等に関すること。
- (4) 人事評価に関すること。
- (5) 研修に関すること。
- (6) 採用候補者名簿に関すること。
- (7) 条件付採用期間の延長に関すること。
- (8) 臨時的任用に関すること。

教育委員会事務局

総務部

総務課

- (1) 教育委員会の会議並びに教育長及び委員に関すること。
- (2) 総合教育会議の運営に関すること。
- (3) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (4) 秘書に関すること。
- (5) 事務局及び学校その他の教育機関の職員（教職員（校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員、学校栄養職員、業務士（学校に勤務する者に限る。）及び調理員をいう。以下同じ。）を除く。）の人事、福利厚生及び諸給与支払に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事務局の主管事務で他の部課の主管に属しないこと。

企画経理課

- (1) 重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。
- (3) 事務事業に係る広報の総括に関すること。
- (4) 教育行政に関する相談窓口に関すること。
- (5) 外郭団体の総括に関すること。
- (6) 教育振興基本計画に関すること。
- (7) 予算及び決算に関すること。
- (8) 教育委員会事務局指定管理者選定委員会に関すること。

人権教育課

- (1) 人権教育に関する諸施策の総合的な企画及び連絡調整に関すること。

教育環境整備課

- (1) 学校教育における子どもの学習環境及び施設のあり方に係る総合的な計画の立案に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。
- (2) 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。
- (3) 学校教育に関する施設の建設、保全及び改築の計画及び実施に関すること。
- (4) 学校の設置及び廃止の事務手続に関すること。
- (5) 小学校及び中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関すること。
- (6) 用地（借地を除く。）の取得に係る総合調整に関すること。
- (7) 教育施設に関するアセットマネジメントに関すること（他の部の主管に属することを除く。）。
- (8) 教育資産の有効活用に関すること。
- (9) 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。
- (10) 子どもいきいき学校づくり推進審議会に関すること。

学校施設課

- (1) 教育財産及び普通財産の総括管理に関すること。
- (2) 学校用地の管理に関すること。
- (3) 学校施設の管理及び維持修繕に関すること。
- (4) 学校施設の環境整備に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。

教務部

教職員課

- (1) 教職員の人事に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
- (2) 学校の組織編制に関すること。
- (3) 教職員の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第4条に規定するものをいう。）の決定に関すること。
- (4) 学校事務センターに関すること（学事課の主管に属することを除く。）。
- (5) 教職員の安全管理及び衛生管理に関すること。
- (6) 教職員の福利厚生に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

学事課

- (1) 学校事務の指導に関すること。
- (2) 学校運営費に関すること。
- (3) 学校事務に係る事務局内事務の連絡調整に関すること。
- (4) 教材及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (5) 学校事務センターに関すること（学事課の主管に属することに限る。）。
- (6) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童・生徒及び幼児の入学、転学及び退学の事務手続に関すること。
- (7) 就学援助及び就学奨励に関すること。
- (8) 私立学校に関すること。

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進課

- (1) 学校教育の指導に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 新たな教育制度の調査研究に関すること。
- (3) 安全安心な居場所づくりに関すること。
- (4) 学校における働き方改革に係る総合調整に関すること。
- (5) 児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関すること。
- (6) 教育支援センターに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

子ども応援課

- (1) 子ども応援委員会制度の実施に関すること。
- (2) 子ども応援委員会制度に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 児童生徒の支援（他の部課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 児童生徒の支援体制の調査研究（他の部課の主管に属するものを除く。）に関すること。

教育支援部

義務教育課

- (1) 学校教育の指導に関すること（他の部課の主管に属することを除く。）。
- (2) 教科書その他の教材の取扱に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。
- (3) 教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。
- (4) いじめの防止等のための対策の推進に関すること。
- (5) いじめ対策検討会議に関すること。
- (6) キャリア教育の推進に関すること。
- (7) 教育センター及び野外教育センターに関すること。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関する事。

高等学校教育課

- (1) 高等学校教育の指導に関する事（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
- (2) 高等学校の教科書その他の教材の取扱に関する事。
- (3) 高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- (4) 高等学校の入学選抜に関する事。
- (5) 産業教育審議会に関する事。

特別支援教育課

- (1) 特別支援教育の指導に関する事（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
- (2) 特別支援学校の教科書その他の教材の取扱に関する事。
- (3) 特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- (4) 特別支援学校の入学選抜に関する事。

学校DX推進課

- (1) 学校における情報化施策の総合的な企画及び推進に関する事。
- (2) 学校における情報化の専門的及び技術的な調査研究に関する事（他の部課の主管に属することを除く。）。
- (3) 学校における情報化の推進に必要な情報の収集及び提供に関する事。
- (4) 情報教育等に関する研修の企画に関する事（他の課の主管に属することを除く。）。
- (5) 教育情報システムの運用管理に関する事。

学校保健課

- (1) 学校体育に関する事（他の部の主管に属することを除く。）。
- (2) 学校における保健衛生に関する事。
- (3) 学校安全に関する事（他の部課の主管に属することを除く。）。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付事業に関する事。
- (5) 学校給食に関する事。
- (6) 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会に関する事。

生涯学習部

生涯学習課

- (1) 生涯学習の推進に関する諸施策の企画及び調査研究に関する事。
- (2) 生涯学習の施策の推進に必要な情報の収集及び提供に関する事。
- (3) 生涯学習に関する各種の団体及び機関との連携協力に関する事。
- (4) 社会教育委員に関する事。
- (5) 社会教育施設（他の課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (6) 成人教育に関する事。
- (7) 女性教育に関する事。
- (8) 社会教育関係団体（他の課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (9) 学校施設の開放に関する事。

- (10) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関する事。

部活動振興課

- (1) 学校における部活動に関する事。
- (2) 部活動関係団体に関する事。
- (3) 部活動に関する行事の計画及び実施に関する事。

文化財保護課

- (1) 文化財保護に関する事。
- (2) 文化財調査委員会に関する事。
- (3) 名古屋市美術品等取得基金の管理に関する事。
- (4) 志段味古墳群歴史の里に関する事。
- (5) 見晴台考古資料館、博物館、美術館及び科学館に関する事。
- (6) ユネスコ活動に関する事。
- (7) 芸術文化事業の奨励に関する事。

市会事務局

総務課

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 議員の身分及び議員報酬、その他給与に関すること。
- (3) 議員の資産等の公開に関すること。
- (4) 政務活動費に係る収支報告書の閲覧等に関すること。
- (5) 人事及び給与に関すること。
- (6) 儀式並びに交際に関すること。
- (7) 文書の收受、発送、編修及び保存に関すること。
- (8) 局の予算及び決算に関すること。
- (9) 物品の購入及び出納に関すること。
- (10) 議場その他の警備及び秩序の保持に関すること。
- (11) 議長会議並びに事務協議会に関すること。※
- [12] 各種接遇に関すること。※
- [13] 正副議長の秘書に関すること。
- [14] 庁用乗用車の管理に関すること。
- [15] 議員厚生会に関すること。※
- [16] 祝弔辞等に関すること。
- (17) 他課の主管に属しないこと。

議事課

- (1) 本会議に関すること。
- (2) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関すること。※
- (3) 議員総会その他会議に関すること。
- (4) 市会公報に関すること。
- (5) 委員の選任及び辞任に関すること。
- (6) 公聴会に関すること。
- (7) 会議録及び決議録に関すること。
- (8) 会議の結果報告に関すること。
- (9) 市会先例集に関すること。
- (10) その他議事に関すること。

調査課

- (1) 議員提出議案、意見書等に関すること。
- (2) 議案の法制的検討に関すること。
- (3) 各種規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 各種の情報及び資料の収集並びに整理に関すること。
- (5) 議決事件の処理経過の調査に関すること。
- (6) 請願及び陳情に関すること。
- (7) 調査資料に関すること。
- (8) 情報公開及び個人情報開示等に係る不服申立てに関すること。
- (9) 市会広報紙等に関すること。
- (10) 市会史に関すること。
- (11) 市会図書室に関すること。
- [12] 各種刊行物の発行に関すること。
- [13] 市会関係例規集等に関すること。
- (14) その他諸調査に関すること。

(注)

- 1 分掌事務中の[]は、課の分掌事務に明文の定めのない分掌事務
- 2 ※は、他の課でも分担処理しているもの